

第七十五回帝國議會  
衆議院

## 農產物検査法案委員會議錄(速記)第二回

付託議案  
農產物検査法案(政府提出)(第九  
六號)  
日本輸出農產物株式會社法案(政  
府提出)(第一〇二號)

昭和十五年三月十六日(土曜日)午後一時三  
十八分開議

出席委員左ノ如シ

委員長末松偕一郎君

理事木原七郎君 理事森下國雄君

理事吉植庄亮君 理事伊東岩男君

長野綱良君 成島勇君

内藤守正君 樋口善右衛門君

馬岡次郎君 高橋熊次郎君

東條貞君 菊地養之輔君

大石大君 北勝太郎君

同月十五日委員田中好君辭任ニ付其ノ補闕  
トシテ森幸太郎君ヲ議長ニ於テ選定セリ

三月十五日本輸出農產物株式會社法案  
(政府提出)ノ審査ヲ本委員ニ付託セラレタ

出席國務大臣左ノ如シ

農林大臣島田俊雄君

出席政府委員左ノ如シ

農林政務次官岡田喜久治君

農林省農務局長土屋正三君

委員長ノ許可ヲ得テ出席シタル者左ノ如シ

農林技師森肆郎君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

農產物検査法案(政府提出)

日本輸出農產物株式會社法案(政府提出)

○末松委員長開會致シマス、本日ハ農林大臣ハ貴衆兩院ノ各委員會ニ出席ノ必要

上、本案ノ説明後ニ他ノ方ニ出タイト言ハ

レテ居リマスカラ、農林大臣ニ對スル質疑  
ハ留保願ヒマシテ、他ノ機會ニ御質問アラ  
ンコトヲ希望シマス、尙ほ資料ノ御請求ノ  
アル御方ハドウカ理事マデ成ベク速ニ御申  
出ヲ願ヒマス——農林大臣

○島田國務大臣 只今本委員會ニ付議セラ  
レマシタ農產物検査法案ノ概要ヲ申上  
ゲタイト思ヒマス、米穀其ノ他ノ農產物檢  
查ノ事業ハ、現在御承知ノ如ク各道府縣ニ  
於テ施行シテ居リマス、其ノ關係上検査ノ  
統一及び適確ヲ期スルコトガ困難ナル實情  
ニアリマスコトハ、既ニ本會議ニ於ケル提  
案理由ノ説明ニ於テ申上ゲタリデアリマ  
シテ、本法案ノ骨子ト致シマスル所ハ新ニ  
國ノ農產物検査機關ヲ設置致シマシテ、差  
當リ米、麥及ビ菜種ニ付キマシテ、從來道  
府縣ニ於テ施行致シテ居リマシタ検査ヲ統  
合致シマシテ、施行セントスルモノデアリ  
マス、本法案ハ第一ハ米、麥及ビ菜種ニ付  
キマシテ、政府ノ行フ検査ヲ受ケタルモノ  
ニ非ザレバ、之ヲ受渡シ、又ハ主務大臣ノ  
指定スル地域ニ搬入スルコトヲ得ザルコト  
トセントスルモノデアリマス、但シ小作米  
ノ納入ニ付キマシテハ、今直チニ全國ニ亘  
リ検査ヲ強制スルコトハ適當ナイト認メ  
マシテ、第一條第四號ノ命令ヲ以テ、現在  
道府縣ニ於テ検査ヲ強制シテ居リマセヌ地  
方ノ小作米ノ納入ニ付テハ、検査ヲ強制シ  
ナイコトトル考デアリマス、第一ハ、米  
麥及ビ菜種ニ付國營検査ヲ施行スル關係上

於テ施行シテ居リマス検査ノ施行ニ支障ヲ  
生ゼシメナイ爲ニ、必要アル場合ニ於キマ  
シテハ國ノ農產物検査機關ガ、ソレ等ノ農  
產物ノ検査ヲ行ヒ得ル途ヲ拓イタ次第デア  
リマス、第三ハ、検査手數料ニ關スル規定  
デアリマシテ、勅令ヲ以テ手數料額等ヲ規  
定スルコトト致シタノデアリマス、第四ハ、檢  
查ノ證明竝ニ取締及ビ罰則規定等デアリマ  
シテ、附則ニ若干ノ經過規定ヲ設ケテ居リ  
マス、以上簡單ナガラ本法案ノ概要ヲ申上  
ゲタ次第デゴザイマス、此ノ穀物検査法ニ  
付テハ、國營トスベシト云フコトガ我ガ議  
會ニ於キマシテモ數年前ヨリ屢々唱ヘラレ  
タ事柄デアリマシテ、今回之ヲ提案スルノ  
運ビニナツタ次第デアリマス、何卒速ニ御  
審議ノ上御協賛アランコトヲ希望致シマス  
○末松委員長 是ヨリ通告順ニ依リ順次質  
疑ヲ許シマス——馬岡次郎君

○馬岡委員 私ハ此ノ問題ニ對シテ御尋シ  
タイ點ガ數點アリマス、併シ農林大臣ニ御  
伺シタイ問題ニ對シマシテハ、後日ニ留保  
スルコトヲ御願致シマス、此ノ穀物検査國  
營ノ問題ニ對シマシテハ、多年私共が唱ヘ  
タコトデアリマシテ、國營其ノモノニ對シテ  
ハ何等ノ異議モ疑問モ持タナイ者デアリマ  
スガ、今度現ヘマシタ法案ヲ拜見致シマ  
シテ、恰モ一大改惡ヲサレタカノ感ヲ持ツ者  
デアリマス、即チ其ノ國營検査ノ技術ニ於  
テ、今マデ地方デヤツテ居ツタモノヨリモ  
却テ改惡サレテ居リハシナイカ、斯ウ云フ  
ノハ、斯ウ云フ風ニ區々デハイケナイカラ  
デアリマス、此ノ點カラ考ヘテ見マスト、  
是ハ一種ノ商品デハアリマスケレドモ、此  
ノ検査ノ對象ハ米麥デアリマス、國民生活  
ノ上ニ最モ必要ナ物デアル、斯ウ云フ考カ  
ラ見マスナラバ、此ノ國營検査ニ對シテハ  
手數量ヲ取ルベキモノデハナイ、國民ノ保  
健ノ上カラ考ヘテモ、之ヲ國家ガ検査シテ  
完全ナモノニシテ國民ニ與ヘルノガ當然ノ  
責務デアリマス、殊ニ農產物ノ價格ノ上カ  
ラデモ、相當價格ヲ上ガケレバナラナイ  
ト云フ議論ガアツテモ、第一ニ米ハ國民生  
活ノ必需品デアルト云フ意味カラ頭モ抑ヘ  
リマス、此ノ點カラ見テ、手數料ヲ取ルト  
云フ御意見ハ何處ニアルノカ、私ニハ分ラ  
クノデアリマス、此ノ點ニ付テ一應詳シ  
○岡田政府委員 手數料ノ點ニ付キマシテ  
ハ、御說ノ如ク出來マスモノナラバ全ク免  
除シタイノガ山々デアリマス、併シ何分ニ  
モ實際ノ手數ヲ要スルコトデモアリマシテ、  
隨テ經費ヲ要スルコトデアリマシテ、國庫

ノ財政ノ都合モアリマス、且又從來地方ニ  
於テ手數料ヲ取ツテ居ルモノ、或ハ又極メ  
テ輕微ナルモノモナイデハアリマセヌガ、  
概シテ一般ニ之ヲ徵收シテ居ル實績モアリ  
マスシ、殊ニ又今回ノ國營検査ニナリマシ  
テモ、總體ノ費用ハ、支出ニ於テ大體一年  
ヲ通ジマシテ七百八十一萬圓、而シテ手數  
料ヲ取ルト致シマシテモ收入ガ六百三十一  
万圓ト云フヤウナ見當デアリマシテ、尙且  
ツ不時ノ支出ガ相當ニ上ル譯デアリマスル  
カラ、要スルニ左様ナ事情ト相俟チマシテ  
若干ノ手數料ヲ取ルコトガ、已ムヲ得ナイ  
事情ニアルノデアリマス、此ノ點御諒承ヲ  
願ヒタイト思ヒマス

ガ、支那事變ガ十日早ク起ツタカ、或ハ  
日早ク解決ガ著イタシタナラバ、數十年  
分ノ是等ノ検査手數料ガ浮イテ來ル筈デア  
リマス、物ハ見方デアリマス、此ノ點カラ  
考ヘテ、ナゼ之ヲ農林當局トシテ取ラナイ  
ヤウニ出來ナカツタカ、又之ヲ一俵六錢ノ  
手數料ヲ取ルトスルナラバ、今マデ取ラナ  
カツタ地方ガ新ニ是ダケノ負擔ヲセナケレバ  
ナラヌ、之ヲ負擔スル場合ハ必ズ生産者ノ  
負擔ニナルトシカ考ヘラレマセス、サナキ  
ダニ他ノ物資ニ對シテ米ハ國民生活ノ必需  
品ダト云ツテ頭ヲ叩カレル、其ノ米ニ是ダ  
ケノ苦痛ヲ負ハセルコトハ不自然デアル、  
此ノ食糧ヲ確保シナケレバナラナイ目下ノ  
狀況カラ見テモ、好イ現象デハナカラウ、  
必ズ是ハ減產ニ拍車ヲ掛ケルモノデナカラ  
ウカト考ヘルノデアリマス、此ノ點ニ付テ  
當局ハ如何ニ御考ニナツテ居ルカ、重ネテ  
御尋シタイ

マシテ、検査上ニ對スル便益ヲ増スト云フ  
ヤウナコトニ於テ、其ノ方ニ於テ考ヘタ方  
ガ結局農民即チ當事者ニ對シマシテモ、却テ  
宜イノデハナイカ、要スルニ程度ナリ額  
ナリニモ依ルノデアリマスガ、以上申シタ  
通リ些少ノ負擔デアルナラバ、ヤハリ是ハ  
當事者ニ對シマシテモ相當利福便益ヲ與ヘ  
カラウカ、是ハ他面カラ申シマスレバ、全  
然負擔ヲ掛ケナイト云フコトハ、ヨリ良イ  
コトデアリマセウケレドモ、又此ノ點ニ於  
キマシテハ從來大體ニ於テ左様ナコトニナ  
ツテ居リマスカラ、財政上ノ都合ト云フコ  
トモゴザイマスルノデ、先づ手數料ヲ徵收  
スルコトハ已ムヲ得ナイコトデアラウ、斯  
ウ云フヤウニ考ヘテ居ルニ過ギナイノデア  
リマス

二對スル農夫ノ親切ト力ガナケレバ、絕對ニ  
出來ナイ問題デアリマス、然ルニ茲ニ今マ  
デ課セラレナカツタ手數料ガ要ル、殊ニ是  
ハ個々ノ問題デアリマセヌ、農會法改正ニ  
依ツテ自由選擇ヲ許サレナイデ強制的ニ作  
物ヲ作ラナケレバナラナイ、斯ウ云フ傾向  
ニナツテ來マスルナラバ、好ムト好マザル  
トニ拘ラズ、統制的ニ仕事ヲシナケレバナ  
ラナイト考ヘマス農夫ノ心ハ如何デアリマ  
スカ、已ムヲ得ヌト云フ考カラヤルナラバ、  
茲ニ自然的ニ注意ヲ怠ツテ參リマス、其ノ  
結果期セズシテ統計ニ現ハレナイ大ナル缺  
陷ガ起ツテ來、數字ガ減少シテ來ルノデハ  
ナカラウカ、茲ニ大ナル心配ヲ持ツ者デア  
リマス、是等ノ點ニ對シマシテハ、私ハ根  
本的ニ農林大臣ニ改メテ御尋致スコトトシ  
マシテ、本日ハ保留致シテ置キマスルガ、  
此ノ意味カラ考ヘマシテ、又先程來商品價  
値トシテ之ヲ高ムル上カラト云フ御説明ガ  
アリマシタ、商品トシテ米ヲ作ツテ居ルト  
云フ頭デ居リマスルナラバ、モウ少シ米ノ  
價格ヲ商品價値的ニ改メテ戴キタイノデア  
リマス、國民生活必需品デアルトシテ考ヘ  
ルナラバ、此ノ際吾々ハ議論ヲ拔キニシタ  
イト思ヒマス、又検査員ヲ優遇スル意味  
ニ於テモ經費ガ少イト云フ御話デアリ  
マシタ、是ハ後デドウ云フ風ニ優遇サレル  
カ御尋致シタイト思ヒマスルシ、申上ゲ  
ヨウト思ヒマスルノデ、此ノ際是ハ措イ  
テ置キマシテ、其ノ次ニ御尋致シタイトノ  
ハ、今度ノ検査ニ於キマシテ地方ノ生産ト  
移出トノ二元的デアツタモノガ、國家的ノ  
検査ヲナサラウトシマスルナラバ、生産ト  
ノハ已ムヲ得ナイコトダト思フノデアリマ

ス、併シ一元的ニナツタ結果、遂ニ其ノ地  
方「ブロック」ニ於テ消費サレルモノニモ不  
動繩ヲ掛けナケレバナラナイ、雁字繩ヲ掛け  
ケナケレバナラバ、實際上ノ問題トシテ是  
茲ニ相當ノ手數ト苦痛ガ掛ツテ來ルノデア  
リマス、ダカラ縣外、所謂「ブロック」以外  
ニ出スモノニ手數料ヲ取ラレルノハ左程問  
題デハアリマセヌガ、隣カラ隣、所謂地方

消費デアツタモノノ數量ガ相當多イノデア  
リマス、之ニ對シテハ非常ニ生産者ノ苦痛  
ガ増スノデアリマス、是ニハ不動繩ノ廢止  
又ハ手數料免除トカ何カノ方法ヲ御執リニ  
ナル御意思ガアルカドウカ、又單式ニ全部  
ヲオヤリニナル御意思ガアルカドウカ、承  
リタイト思フノデアリマス

○岡田政府委員 大體原則トシマシテハ單  
式検査ノ方法ニ依ルノデアリマスルガ、併  
シ今御話ノヤウナ場合ニ於キマシテハ包装  
等ニ付キマシテハ、特ニ相當ノ考慮ヲシタ  
イト云フ考ヘ方ヲ持ツテ居ルノデアリマス、  
尙ホ更ニ詳シイコトヲ若シ御尋デアリマス  
レバ、別ニ他ノ政府委員カラ御答辯ヲ申上  
ゲルコトニ致シマス

○馬岡委員 包装等ハドウ云フ風ナ便法ヲ  
設ケルト云フコトガ分ツテ居リマスレバ、  
此ノ點御知ラセフ願ヒタイ

○森說明員 是ハ地域ヲ限リマシテ單僕ヲ  
認メ、或ハ不動繩ヲ免除スルコトニ致シマ  
シテ、其ノ地域ヲ出ル際ニハ二重俵裝ニ致  
ス、或ハ不動繩ヲ掛け、サウシテ點検ヲ  
受ケル、斯ウ云フ方法ニ致シタイト思ツテ  
上之ヲ地方消費米ト移出米デアルト云フ區  
別ハドウ云フ風ニ御付ケニナルノデスカ  
○森説明員 是ハ地域ヲ限リマシテ單僕ヲ  
認メ、或ハ不動繩ヲ免除スルコトニ致シマ  
シテ、其ノ地域ヲ出ル際ニハ二重俵裝ニ致  
ス、或ハ不動繩ヲ掛け、サウシテ點検ヲ  
受ケル、斯ウ云フ方法ニ致シタイト思ツテ  
居リマス

○馬岡委員 左様ニ致シマスト、茲ニ頂戴  
致シマシタ資料ノ上カラ考ヘマシテモ、生  
產移出一元的ニナツテ居ル府縣デハ、生產  
検査ニ検査手數料ヲ取ラナイ府縣ガ二十七  
府縣アリマス、又單式検査ノ縣ハ十縣ニ充  
タナイヤウニ考ヘマス、其ノ何レヲ見マシ  
テモ單式ノ所デハ七錢ト云ノガ一箇所、  
其ノ他ハ皆六錢ヨリ安いノデアリマス、又  
生産検査ノ手數料ノ縣デハ五錢ノ長野縣以  
外ニハ殆ド三錢、一錢、一錢五厘デアリマ  
ス、是ガ今度國營ニナツテ六錢ノ負擔ヲシ  
マシテ、根本的ニ包装ノ改良等ニ付キマシシ

○岡田政府委員 六錢ヲ算出シマシタ基礎  
ト云ツテ、特ニ申上ゲルコトハアリマセヌ  
ガ、要スルニ大體ニ於テ從來行ハレテ居リ  
マスル各府縣ノ狀況ト、又或ル意味ニ於キ  
マシテハ米價モ段々高クナツテ來テ居リマ  
スノデ、今日ノ謂ハバ經濟事情ナドヲ斟酌  
致シマシテ、此ノ程度ノ負擔ナラバ已ムヲ  
得ナイコトデアラウト云フ見地ニ立ツテ、  
設定シタノデアリマス

○馬岡委員 大體腰溜デ六錢ガ得出來カラ  
シク窺ハレマス、又米價モ相當上ツタカラ  
是位ノ經費ガ要ルダラウト云フ御話デアリ  
マス、米價ノ上リマシタモノヨリモ此ノ檢  
査手數料ノ上ツタ率ノ方ガドント多イコト  
ニナリマスマイカ、肥料モ相當上ツテ居リマス、  
勞働人夫賃モ上ツテ居リマス、俵裝代モ上  
ハ尙ホ實施ニ際シマシテ、今後國家トシテ  
適當ツテノ所ハ或ハ國ノ雇ト云フヤウナコ  
トニ相成リマセウガ、此ノ點ニ付キマシテ  
ハ尙ホ實施ニ際シマシテ、今後國家トシテ  
適當ツテノ方法ヲ考ヘタイト思ツテ居リ  
マシテ、目下考慮中デアルノデアリマス、  
セメテ判任待遇ト云フヤウナ形ニデモシタ  
アリマス

○馬岡委員 考究中ノ問題ヲ突進メテ御尋  
ス、其ノ儘ノ包裝ヲ認メテ行キタイ、斯様  
ニテ地方民ハ承知スルデセウカ、斯ウ云フモ  
シ現在行ハレテ居リマス地方ノ検査員ナル  
者ハ、縣ノ雇ノ所モアリマス、又吏員ノ所

テモ研究致シマシテ、漸次統一ニ進ミタイ  
ト思フノデアリマス、具體的ニ申上げマス  
レバ、從來地方消費ニ對シテ單僕、或ハ不  
動繩ヲ掛けナケレバナラバ、農民ハドンナ立場  
致シマシテ、急激ニ此ノ包裝ノ點ニ付キマ  
シテハ大ナル變革ヲ致サナイ、斯様ナ考ヲ  
致シテ居リマス

○馬岡委員 サウ致シマスルト假ニ今マデ  
地方デハ生産検査トシテ不動繩ヲ許シテ居  
ル、移出スル場合ニハ不動繩ヲ掛けサシテ  
居ツタ所ガアルト致シマスルナラバ六錢  
ト云フ數字ニナルカモ知レマセヌケレド  
モ、事實上ハ之ヲ實際ノ俵數ニ合ハスナラ  
重サレルヤウニナリハシナイカ、斯様ニ考  
ヘルノデアリマスガ、此ノ六錢ノ出マシタ  
理由ハドウ云フ所ニアルカ、御説明願ヒタ  
イ

○岡田政府委員 六錢ヲ算出シマシタ基礎  
ト云ツテ、特ニ申上ゲルコトハアリマセヌ  
ガ、要スルニ大體ニ於テ從來行ハレテ居リ  
マスル各府縣ノ狀況ト、又或ル意味ニ於キ  
マシテハ米價モ段々高クナツテ來テ居リマ  
スノデ、今日ノ謂ハバ經濟事情ナドヲ斟酌  
致シマシテ、此ノ程度ノ負擔ナラバ已ムヲ  
得ナイコトデアラウト云フ見地ニ立ツテ、  
設定シタノデアリマス

○馬岡委員 大體腰溜デ六錢ガ得出來カラ  
シク窺ハレマス、又米價モ相當上ツタカラ  
是位ノ經費ガ要ルダラウト云フ御話デアリ  
マス、米價ノ上リマシタモノヨリモ此ノ檢  
査手數料ノ上ツタ率ノ方ガドント多イコト  
ニナリマスマイカ、肥料モ相當上ツテ居リマス、  
勞働人夫賃モ上ツテ居リマス、俵裝代モ上  
ハ尙ホ實施ニ際シマシテ、今後國家トシテ  
適當ツテノ方法ヲ考ヘタイト思ツテ居リ  
マシテ、目下考慮中デアルノデアリマス、  
セメテ判任待遇ト云フヤウナ形ニデモシタ  
アリマス

○馬岡委員 考究中ノ問題ヲ突進メテ御尋  
ス、其ノ儘ノ包裝ヲ認メテ行キタイ、斯様  
ニテ地方民ハ承知スルデセウカ、斯ウ云フモ  
シ現在行ハレテ居リマス地方ノ検査員ナル  
者ハ、縣ノ雇ノ所モアリマス、又吏員ノ所

モアリマス、是ガ爲ニ相當ノ年限ヲ勤メアリマスナラバ、恩給ヲ與ヘテ居ル地方モアリマス、是ガ今度雇ニナルト致シマスルナラバ、タ者ガ、是ガ目的ガ變ツテ來ルノデアルカラ、辭メテシマフ者ガ植エテ來ル、慣レタ者ヲ辭メサスト云フコトニナル、又之ヲ今辭メサストシマスナラバ、縣吏員ガ相當ノ年數ヲ勤メテ居ル者トスルナラバ、地方ノ年數ヲ勤メテ居ル者トスルナラバ、或ハ宜カラウ、サウ云フ制度ノ改革ニ伴ツテ、或ル一種ノ變革ガ行ハレル爲ニ、是ガ變ツテ行クトスルナラバ、其ノ人間ノ考カラ、辭メル者ガ出来テ來ルトルト、或ル地方ニ於テハ一時ニ非常ナ退職賜金ヲ出サナケレバナラヌ、地方負擔ガ非常ニ植エル、斯ウ云フ現象ガ現ハレヤウト思フノデアリマス、是等ニ對シマシテハドウ云フ風ニ御考下サツテ居ルノカ、私ハ御伺シタイ、又殊ニ今政務次官ノ御答辯デハ、此ノ検査ノ手數料ヲ取ツテ、優遇ノ方法ヲ講ジルノダ、斯ウ云フ御話モアリマシタ、然ルニ現在縣吏員デアル者ガ國家ノ雇ニナルノデアレバ、優遇スリタイト思ヒマス

○岡田政府委員 従來府縣ノ技手トカ或ハ實際堪ツタモノデナカラウト思ヒマス、是等ノ點ニ對シマシテハ、此ノ法ヲ實施スル骨子トシテ、確タル御意見ガナケレバナラナイコトダラウト思ヒマス、之ヲ承認メテシマスノデアリマス、是ガ今度雇ニナルト致シマスルナラバ、縣吏員ガ相当數ガアルト思ヒマスガ、サウ云フ諸君ニ付キマシテハ、關係廳ト種々折衝中デアルノデアリマシテ、ドウ云フコトニスルト云フコトヲ今日ハツキ申サレマセヌガ、方針トシマシテハ一般ニ是ガ國ノ官吏若クハ雇員其ノ他ヨリ以上ノ待遇ヲ受ケル所ノ國家ノ待遇職員トシテ扱フノデアリマスカラ、漸次之ヲ左様ナ意味ニ於キマシテ待遇シタイ、斯様ナ方針ヲ今採ツテ居ルノデアリマス

○馬岡委員 漸次改良サレルコトハ結構デアリマスルガ、現在縣吏員トシテ地方ノ検査員ガ恩給ノ資格ヲ得ルヤウニナツテ居ル者ガ、今度雇ニナルト、恩給ガ得ラレナクナルノデハナカラウカ、斯ウ云フ風ニ考へラレルノデアリマス、ソレデハ餘り可哀相ダ、此ノ際は等ノ縣吏員デアルモノヲ、今度國家ノ吏員トシテ、待遇職員デモ結構デアリマスガ、恩給ノ資格ヲ得ルヤウニシテヤツテ戴キタイ、此ノ點ニ付テ確タル御明答ヲ得タイ

○土屋政府委員 只今ノ御質問ハ御尤モナ御質問デゴザイマスガ、今日縣吏員ノ恩給ト政府ノ恩給トハ通算スルヤウナ制度ガゴザイマセヌ、ソレカラ今度コチラニ採用致シマスト、現在技手トカ技手トカデ判任待遇以上ノ諸君ハ是ハ政府ノ官吏ニナリマシテ、恩給方通算致シマスガ、今日所謂検査ノ通り、定時定額ノ俸給デ働くテ居リマス、是ガ今ノ所デハ官吏テナリ雇員程度ノ者ニナリマスノデ、其ノ雇員程度ノ諸君

ニハ只今ノ所デハ恩給制度ガゴザイマセヌカラ、隨テ是等ノ者ニ對シテ之ヲ優遇的ノ状態ニナルト云フコトヲ考ヘルノデアリマス、又一般ノ検査員ニ付キマシテハ、只今申上ゲタ通り未ダ確定致シテ居リマセヌ、隨テ是等ノ者ニ對シマシテモ努メテ之ヲ優遇的ノ地位ニ置カシムルベク、今關係廳ト種々折衝中デアルノデアリマシテ、ドウ云フコトニスルト云フコトヲ今日ハツキ申サレマセヌガ、方針トシマシテハ一一般ニ是ガ國ノ官吏若クハ雇員其ノ他ヨリ以上ノ待遇ヲ受ケル所ノ國家ノ待遇職員トシテ扱フノデアリマスカラ、漸次之ヲ左様ナ意味ニ於キマシテ待遇シタイ、斯様ナ方針ヲ今採ツテ居ルノデアリマス

○馬岡委員 是非トモソレガ實現スルヤウニ御願申シテ置キマス、次ニ検査員ノ數ノ問題デ御尋致シタイ、大體此ノ調査拜見致シマスト、一万五千人弱ニナツテ居リマス、現在ノ町村數カラ考へマシテ、一町村一人位ノ數字ニナルノデハナカラウカト考へラレマス、併シ各府縣ニハ検査員ノ外ニ臨時ニ季節的ニ助手ヲ置イテ、相當検査事務ノ進捗ヲ圖ツテ居ツタ筈デアリマス、是等ノ者ニ對スル御考ヲ御持チニナツテ居ルカ、或ハ此ノ數デ押サレルノデアルカ、此ノ點ヲ御尋致シタイ

○土屋政府委員 其ノ次ニ米ハ容量制デアルラシク、其ノ他ノ物ハ重量制ニ依ルラシク思ハレマスガ、ナゼ之ヲ一體ニ重量制ニオヤリニナラナインデアリマスカ、此ノ點ヲ御尋致シタイ

○馬岡委員 御尤モノ御質疑ト存ジマスガ、此ノ米ノ容量制方宜シイカ、重量制方宜シイカト云フコトニ付キマシテハ、多年議論ノアル問題デゴザイマシテ、政府トシ

テハ此ノ地方ノ實情ヲ只今調査ヲ附シテ居リマスガ、既ニ三年間調査ヲ致シマシテ、其ノ完了致シマシタ際ニ、其ノ問題ニ付テノ根本的ノ解決ヲスルコトニ致シマシテ、此ノ際ハ取敢ヘズ現在ノ制度ニ從ツテ容量重量併用主義ヲ採リマシタ次第アリマス、此ノ問題ハ將來ノ解決ニ延バシタ御諒承ヲ願ヒマス

○馬岡委員 問題ガ難カシイカラ御延バシニナツタノデ、御研究ノ爲ニ御延バシニナツタモノデハナカラウト思ヒマス、併シ此ノ際オヤリニナルノナラバ、一定ニシテ戴ク方が非常ニ農民ガ便利デハナカラウカ、殊ニ私共農民ノ立場カラ考ヘマスト、米ノ如キハ容量デ取引ヲシテ、米屋サンハ之ヲ重量デ賣ツテ居ル、其ノ間ニ如何ナル變化ガアリ、如何ナル者ガ如何ナル理由デ儲ケテ居ルカト云フコトハ、當局モ御承知デアラウト思フ、賣ルトナレバ是ハ商品トシテ營利ノ目的カラ賣ツテ居ルノデアリマス、其處ニ不當利得者ガアルトスルナラバ、是ハ考ヘナケレバナラヌ點デアル、斯様ニ考ヘマス、是等ノ點ハ難カシイカラト云ツテ御考ニナツテ居ラレヌト云フコトハ、私ハ農民ニ對シテ不親切デハナイカト思フ者アリマス、此ノ點ハドウカ早ク之ヲ重量ナラ重量、容量ナラ容量ニ御方針ヲ決メラレカラ他ニモウツ農林當局ニ御尋致シタイノハ、本會議ノ質問ニモ出テ居リマシタコトデスガ、此ノ頃農村ニ向ツテ供出強制ヲサレマスル軍需資材ノ價格ガ、非常ニ市

販價格ト變ツテ居ルノデアリマス、是等ノ點ニ付テハドウカ農林當局ト軍部ノ方ト能シタ御打合セヲ願ツテ、實際農民ニ不平ノ聲シタル思フノデアリマス、其ノ完了致シマシタ際ニ、其ノ問題ニ付テノ根本的ノ解決ヲスルコトニ致シマシテ、此ノ際ハ取敢ヘズ現在ノ制度ニ從ツテ容量重量併用主義ヲ採リマシタ次第アリマス、此ノ問題ハ將來ノ解決ニ延バシタ御諒承ヲ願ヒマス

○馬岡委員 問題ガ難カシイカラ御延バシニナツタノデ、御研究ノ爲ニ御延バシニナツタモノデハナカラウト思ヒマス、併シ此ノ際オヤリニナルノナラバ、一定ニシテ戴ク方が非常ニ農民ガ便利デハナカラウカ、殊ニ私共農民ノ立場カラ考ヘマスト、米ノ如キハ容量デ取引ヲシテ、米屋サンハ之ヲ重量デ賣ツテ居ル、其ノ間ニ如何ナル變化ガアリ、如何ナル者ガ如何ナル理由デ儲ケテ居ルカト云フコトハ、當局モ御承知デアラウト思フ、賣ルトナレバ是ハ商品トシテ營利ノ目的カラ賣ツテ居ルノデアリマス、其處ニ不當利得者ガアルトスルナラバ、是ハ考ヘナケレバナラヌ點デアル、斯様ニ考ヘマス、是等ノ點ハ難カシイカラト云ツテ御考ニナツテ居ラレヌト云フコトハ、私ハ農民ニ對シテ不親切デハナイカト思フ者アリマス、此ノ點ハドウカ早ク之ヲ重量ナラ重量、容量ナラ容量ニ御方針ヲ決メラレカラ他ニモウツ農林當局ニ御尋致シタイノハ、本會議ノ質問ニモ出テ居リマシタコトデスガ、此ノ頃農村ニ向ツテ供出強制ヲサレマスル軍需資材ノ價格ガ、非常ニ市

○北委員 軍用麥ノコトニ御話ガアリマシタガ、私ハ北海道ノ軍用燕麥ノ價格ノコトノ關聯シテ御伺シテ置キタイト思フノデス、軍用燕麥ハ一俵五圓ニナツテ居ル、初ハ四圓五十錢ダツタカト思ヒマスガ、後デ五十錢值上ニナリマシテ、農家ノ供出スルモノガ一俵五圓、所ガ昨年九・一八ノ價格デ道廳ノ決メタモノハ六圓五十錢、斯ウ決メタ、

○土屋政府委員 北海道ノ軍用燕麥ノ價格ニ付キマシテハ、只今北委員ノ御述ニナリハ其ノ後ハ軍ニ燕麥ノ供出ヲ殆ドシナイノデアリマス、サウ云フ結果ガドウナツタカト云フト、今デハ殆ド闇バカリ行ハレテ一俵十二圓、斯ウ云フコトニナツテ來テ居ルマスノデ、是等ノ點ハ斯ウ云フ怨嗟ノ聲ヲ持チマスルコトハ、將來ノ國防ノ上カラ非常ニ由々シキ問題デハナカラウカト考ヘマスノデ、是等ノ點ハ斯ウ云フ怨嗟ノ聲ヲ出サナイヤウニ、能ク御打合セヲ願ヒタイ、是ダケヲ御願シテ置キマス

○土屋政府委員 最後ニ馬岡委員ノ御述ニナリマシタ供出品ノ價格ノ問題ハ、御話ノ通り私共モ全然同感デゴザイマシテ、軍當局ト其ノ點ニ付テハ御打合セヲ致シテ居ルノデアリマス、只今御述ニナリマシタ裸麥トニナルノデスカラ、農家ハ今馬ニ米ヲ食ハシテ居ル、一升二升食ハスト宜イ、其ノ方ガ經濟ダト云フコトデヤツテ居ルト云フ御話デアリマスガ、ソコデ軍用燕麥ハ五圓ダガ、市中デ賣ルノガ六圓五十錢ト決メタ、是ハ道廳ガ決メタ、是ガ軍用燕麥ノ供給ガ不圓滑ニナツタ原因デアルト思フ、同ジク農家ノ賣ルノガ五圓デアレバ、ソレニ手數料ノ十錢カソコ等ヲ加ヘタ五圓十錢位デアレバ、ソレデ農家モ商人ニ賣ラズニ軍ニ御奉公ヲヤラウト云フ精神ヲ持ツノデアリマス、ソレヲ一方デハドウカト云フト、六圓五十錢ト九・

ハリ軍モ六圓五十錢ニスルカ、或ハサモナ

ケレバ此ノ市販價格ガヤハリ五圓一寸越シ

タ位ノ所ニ決メサセテ置カネバナラスト思

タガ、斯ウ思フノデアリマス、

是ハ今後モアルコトアルト思ヒマスガ、

斯ウ云フ點ニ對シテハドウ云フ遣リ方ヲナ

サル積リデアリマスカ、伺ツテ置キタイト

思ヒマス

○土屋政府委員 北海道ノ軍用燕麥ノ價格ニ付キマシテハ、只今北委員ノ御述ニナリ

ハ其ノ後ハ軍ニ燕麥ノ供出ヲ殆ドシナイノ

デアリマス、サウ云フ結果ガドウナツタカ

ト云フト、今デハ殆ド闇バカリ行ハレテ一

俵十二圓、斯ウ云フコトニナツテ來テ居ル

マスノデ、是等ノ點ハ斯ウ云フ怨嗟ノ聲ヲ

持チマスルコトハ、將來ノ國防ノ上カラ

非常ニ由々シキ問題デハナカラウカト考ヘ

マスノデ、是等ノ點ハ斯ウ云フ怨嗟ノ聲ヲ

出サナイヤウニ、能ク御打合セヲ願ヒタイ、

是ダケヲ御願シテ置キマス

○土屋政府委員 最後ニ馬岡委員ノ御述ニ

ナリマシタ供出品ノ價格ノ問題ハ、御話ノ

通り私共モ全然同感デゴザイマシテ、軍當

局ト其ノ點ニ付テハ御打合セヲ致シテ居ル

ノデアリマス、只今御述ニナリマシタ裸麥

トニナルノデスカラ、農家ハ今馬ニ米ヲ食

ハシテ居ル、一升二升食ハスト宜イ、其ノ

方ガ經濟ダト云フコトデヤツテ居ルト云フ

御話デアリマスガ、ソコデ軍用燕麥ハ五圓

ダガ、市中デ賣ルノガ六圓五十錢ト決メタ、

是ハ道廳ガ決メタ、是ガ軍用燕麥ノ供給ガ不

圓滑ニナツタ原因デアルト思フ、同ジク農家

ノ賣ルノガ五圓デアレバ、ソレニ手數料ノ十

錢カソコ等ヲ加ヘタ五圓十錢位デアレバ、ソ

レデ農家モ商人ニ賣ラズニ軍ニ御奉公ヲヤ

ラウト云フ精神ヲ持ツノデアリマス、ソレヲ

一方デハドウカト云フト、六圓五十錢ト九・

ハリ軍モ六圓五十錢ニスルカ、或ハサモナ

ケレバ此ノ市販價格ガヤハリ五圓一寸越シ

タ位ノ所ニ決メサセテ置カネバナラスト思

タガ、斯ウ思フノデアリマス、

是ハ今後モアルコトアルト思ヒマスガ、

斯ウ云フ點ニ對シテハドウ云フ遣リ方ヲナ

サル積リデアリマスカ、伺ツテ置キタイト

思ヒマス

○土屋政府委員 北海道ノ軍用燕麥ノ價格ニ付キマシテハ、只今北委員ノ御述ニナリ

ハ其ノ後ハ軍ニ燕麥ノ供出ヲ殆ドシナイノ

デアリマス、サウ云フ結果ガドウナツタカ

ト云フト、今デハ殆ド闇バカリ行ハレテ一

俵十二圓、斯ウ云フコトニナツテ來テ居ル

マスノデ、是等ノ點ハ斯ウ云フ怨嗟ノ聲ヲ

持チマスルコトハ、將來ノ國防ノ上カラ

非常ニ由々シキ問題デハナカラウカト考ヘ

マスノデ、是等ノ點ハ斯ウ云フ怨嗟ノ聲ヲ

出サナイヤウニ、能ク御打合セヲ願ヒタイ、

是ダケヲ御願シテ置キマス

○土屋政府委員 最後ニ馬岡委員ノ御述ニ

ナリマシタ供出品ノ價格ノ問題ハ、御話ノ

通り私共モ全然同感デゴザイマシテ、軍當

局ト其ノ點ニ付テハ御打合セヲ致シテ居ル

ノデアリマス、只今御述ニナリマシタ裸麥

トニナルノデスカラ、農家ハ今馬ニ米ヲ食

ハシテ居ル、一升二升食ハスト宜イ、其ノ

方ガ經濟ダト云フコトデヤツテ居ルト云フ

御話デアリマスガ、ソコデ軍用燕麥ハ五圓

ダガ、市中デ賣ルノガ六圓五十錢ト決メタ、

是ハ道廳ガ決メタ、是ガ軍用燕麥ノ供給ガ不

圓滑ニナツタ原因デアルト思フ、同ジク農家

ノ賣ルノガ五圓デアレバ、ソレニ手數料ノ十

錢カソコ等ヲ加ヘタ五圓十錢位デアレバ、ソ

レデ農家モ商人ニ賣ラズニ軍ニ御奉公ヲヤ

ラウト云フ精神ヲ持ツノデアリマス、ソレヲ

一方デハドウカト云フト、六圓五十錢ト九・

ハリ軍モ六圓五十錢ニスルカ、或ハサモナ

ケレバ此ノ市販價格ガヤハリ五圓一寸越シ

タ位ノ所ニ決メサセテ置カネバナラスト思

タガ、斯ウ思フノデアリマス、

是ハ今後モアルコトアルト思ヒマスガ、

斯ウ云フ點ニ對シテハドウ云フ遣リ方ヲナ

サル積リデアリマスカ、伺ツテ置キタイト

思ヒマス

○北委員 軍用麥ノコトニ御話ガアリマシ

タガ、私ハ北海道ノ軍用燕麥ノ價格ノコト

デ關聯シテ御伺シテ置キタイト思フノデス、

軍用燕麥ハ一俵五圓ニナツテ居ル、初ハ四

圓五十錢ダツタカト思ヒマスガ、後デ五十

錢值上ニナリマシテ、農家ノ供出スルモノ

ノデアリマス、是等ハ非常ニ犠牲ヲ拂ツテ

居リマスルコトハ、農林當局モ御承知デアラ

ウト思フ、又昨年來ノ大麥裸麥ノ供出ノ如

キハ後デ幾分カノ値ヲ直シテ戴キマシタガ、

市販價格ト較ベルト大ナル相違ガアル、斯

ウ云フコトヲ此ノ儘デ置キマスト、農民ハ

易々トシテ之ヲ御請ケハ致シテ居リマスル

ガ、心ノ中ニハ沟ニ困ツタ云フヤウナ考

ヲ持チマスルコトハ、將來ノ國防ノ上カラ

非常ニ由々シキ問題デハナカラウカト考ヘ

マスノデ、是等ノ點ハ斯ウ云フ怨嗟ノ聲ヲ

出サナイヤウニ、能ク御打合セヲ願ヒタイ、

是ダケヲ御願シテ置キマス

○北委員 軍用麥ノコトニ御話ガアリマシ

タガ、私ハ北海道ノ軍用燕麥ノ價格ノコト

デ關聯シテ御伺シテ置キタイト思フノデス、

軍用燕麥ハ一俵五圓ニナツテ居ル、初ハ四

圓五十錢ダツタカト思ヒマスガ、後デ五十

錢值上ニナリマシテ、農家ノ供出スルモノ

ノデアリマス、是等ハ非常ニ犠牲ヲ拂ツテ

居リマスルコトハ、農林當局モ御承知デアラ

ウト思フ、又昨年來ノ大麥裸麥ノ供出ノ如

キハ後デ幾分カノ値ヲ直シテ戴キマシタガ、

市販價格ト較ベルト大ナル相違ガアル、斯

ウ云フコトヲ此ノ儘デ置キマスト、農民ハ

易々トシテ之ヲ御請ケハ致シテ居リマスル

ガ、心ノ中ニハ沟ニ困ツタ云フヤウナ考

ヲ持チマスルコトハ、將來ノ國防ノ上カラ

非常ニ由々シキ問題デハナカラウカト考ヘ

マスノデ、是等ノ點ハ斯ウ云フ怨嗟ノ聲ヲ

出サナイヤウニ、能ク御打合セヲ願ヒタイ、

是ダケヲ御願シテ置キマス

○北委員 軍用麥ノコトニ御話ガアリマシ

タガ、私ハ北海道ノ軍用燕麥ノ價格ノコト

デ關聯シテ御伺シテ置キタイト思フノデス、

軍用燕麥ハ一俵五圓ニナツテ居ル、初ハ四

圓五十錢ダツタカト思ヒマスガ、後デ五十

錢值上ニナリマシテ、農家ノ供出スルモノ

ノデアリマス、是等ハ非常ニ犠牲ヲ拂ツテ

居リマスルコトハ、農林當局モ御承知デアラ

ウト思フ、又昨年來ノ大麥裸麥ノ供出ノ如

キハ後デ幾分カノ値ヲ直シテ戴キマシタガ、

市販價格ト較ベルト大ナル相違ガアル、斯

ウ云フコトヲ此ノ儘デ置キマスト、農民ハ

易々トシテ之ヲ御請ケハ致シテ居リマスル

ガ、心ノ中ニハ沟ニ困ツタ云フヤウナ考

ヲ持チマスルコトハ、將來ノ國防ノ上カラ

非常ニ由々シキ問題デハナカラウカト考ヘ

マスノデ、是等ノ點ハ斯ウ云フ怨嗟ノ聲ヲ

出サナイヤウニ、能ク御打合セヲ願ヒタイ、

是ダケヲ御願シテ置キマス

○北委員 軍用麥ノコトニ御話ガアリマシ

タガ、私ハ北海道ノ軍用燕麥ノ價格ノコト

デ關聯シテ御伺シテ置キタイト思フノデス、

軍用燕麥ハ一俵五圓ニナツテ居ル、初ハ四

圓五十錢ダツタカト思ヒマスガ、後デ五十

錢值上ニナリマシテ、農家ノ供出スルモノ

ノデアリマス、是等ハ非常ニ犠牲ヲ拂ツテ

居リマスルコトハ、農林當局モ御承知デアラ

ウト思フ、又昨年來ノ大麥裸麥ノ供出ノ如

キハ後デ幾分カノ値ヲ直シテ戴キマシタガ、

市販價格ト較ベルト大ナル相違ガアル、斯

ウ云フコトヲ此ノ儘デ置キマスト、農民ハ

易々トシテ之ヲ御請ケハ致シテ居リマスル

ガ、心ノ中ニハ沟ニ困ツタ云フヤウナ考

ヲ持チマスルコトハ、將來ノ國防ノ上カラ

非常ニ由々シキ問題デハナカラウカト考ヘ

マスノデ、是等ノ點ハ斯ウ云フ怨嗟ノ聲ヲ

出サナイヤウニ、能ク御打合セヲ願ヒタイ、

是ダケヲ御願シテ置キマス

○北委員 軍用麥ノコトニ御話ガアリマシ

タガ、私ハ北海道ノ軍用燕麥ノ價格ノコト

デ關聯シテ御伺シテ置キタイト思フノデス、

軍用燕麥ハ一俵五圓ニナツテ居ル、初ハ四

圓五十錢ダツタカト思ヒマスガ、後デ五十

錢值上ニナリマシテ、農家ノ供出スルモノ

ノデアリマス、是等ハ非常ニ犠牲ヲ拂ツテ

居リマスルコトハ、農林當局モ御承知デアラ

ウト思フ、又昨年來ノ大麥裸麥ノ供出ノ如

キハ後デ幾分カノ値ヲ直シテ戴キマシタガ、

市販價格ト較ベルト大ナル相違ガアル、斯

ウ云フコトヲ此ノ儘デ置キマスト、農民ハ

易々トシテ之ヲ御請ケハ致シテ居リマスル

ガ、心ノ中ニハ沟ニ困ツタ云フヤウナ考

ヲ持チマスルコトハ、將來ノ國防ノ上カラ

非常ニ由々シキ問題デハナカラウカト考ヘ

マスノデ、是等ノ點ハ斯ウ云フ怨嗟ノ聲ヲ

出サナイヤウニ、能ク御打合セヲ願ヒタイ、

敢テ多言ヲ要シナイ所デアリマス、特ニ農產物ノ輸出ヘ外貨獲得ノ見地ヨリ致シマシテ、政ニ層其ノ重要性ヲ有スルモノデアリマシテ、政府ニ於キマシテハ一定ノ輸出計畫ノ下ニ、常ニ是ガ遂行ニ萬全ノ努力ヲ致シテ居ルノデアリマス、然ルニ最近ニ於ケル是等輸出農產物、特ニ我國ノ特產品タル除蟲菊、薄荷、青豌豆及ビ輸出尙菜豆、菜種及ビ菜種油等ニ付キマシテ、其ノ國內取引事情ヲ見マスルト、洵ニ遺憾ノ點ガ多々アルノデアリマシテ、輸出ハ勿論、軍需、其ノ他必要ナル方面ヘノ供給ガ、極メテ不圓滑ナル狀態ニ立至ツテ居ルノデアリマス、即チ除蟲菊、薄荷、菜種油等ニ付キマシテハ、需要ノ増大、價格ノ騰貴等ニ伴ヒマシテ、輸出數量ノ確保ガ極メテ困難デアリマシテ、豫期ノ輸出ヲ見ルコトヲ得ザルノ狀態デアリマス、而シテ是ガ原因ト致シマシテハ、一面ニ於キマシテハ、是等農產物ニ對スル需要ノ増大ニ對シ、供給ガ伴ヒ得ナイコトニモ因ルト思ハレマスガ、最モ主要ナル原因ト認ヌラレマスモノハ、是等農產物ニ關スル現在ノ國內取引機構ガ統一ヲ缺イテ居リマス爲ニ、著シク需給關係ヲ困難ナラシメ、隨テ又國內價格モ不自然ニ騰貴且ツ亂脈ノ傾向ヲ招來シテ居ルコトデアリマス、固ヨリ是等農產物ノ生産方面ニ付キマシテハ、政府ニ於テモ相當施設ヲ講ジツ、アルノデアリマスガ、前述ノ事情ニ鑑ミマシテ、此ノ際是等農產物ノ集荷及株式會社ヲ設立致シ、是等農產物ノ集荷及ビ配給ヲ適當ニ統制スルコトガ、極メテ緊要デアルト存ズル次第デアリマス、以上ノ如キ理由カラシマシテ、日本輸出農產物

シス、以テ是等農產物ノ出廻リ數量ヲ確保スルト共ニ、之ヲ輸出業者其ノ他必要ナル方面ニ圓滑ニ配給セントスルモノデアリマス、而シテ日本輸出農產物株式會社ハ、其マスト共ニ、其ノ業務及ビ事業ノ執行ニ付キマシテハ、嚴重ナル監督ヲ加ヘ、遺憾ナキヲ期セントスルモノデアリマス、以上本案ノ大體ノ御説明ヲ申上ゲマシタガ、何卒御審議ノ上御可決アランコトヲ希望致シマス。○馬岡委員　只今上程ニナツテ居リマスル日本輸出農產物株式會社ニ付テ御尋致シタガ、只今御説明ニナリマシタコトデ大體了り、對象物ヲ集荷スルト致シマスト、他ニ是等荷出來タノデアリマス、併シ直輸出ヲヤリマスナラバ兎モ角、輸出商ニ之ヲ爲サシメルト致シマシテ、此ノ會社ガ是等ノ有ユルアリマス、ソレガアツテ其ノ上ニ又此ノ會社ガ出來マスト、結局屋上屋ヲ造ツタコトニナツテ、是等ノ品物ニ對シマシテモ大體價格ハ頭ヲ決メラレテ居ルニ違ヒナカラウト思ヒマス、サウスルト此ノ會社ヲ維持スル爲ニ要スル經費其ノ他ノ配當金ナドハ、又結局生産者ノ負擔ニナルノデハナイカ、又在此ノ事變下ニアル狀況トシテ考ヘルナラバ、是ハ一時的現象トシテ、是等ノ聯合會等ノ團體ニ爲サシメテ、此ノ統制ヲ執レバ、其ノ目的ヲ達スルノデハナカラウカ、永久ニ此ノ會社ヲ存立シナケレバナラヌト考ヘルナラバ、何故直輸出ヲオヤリニナライカ、直輸出ヲヤツテ初メテ此ノ會社ノ意義ガアリ、又農民、生産者モ酬ハレルノデアツテ、永久ニ存續ノ價値ガアリマセウ、併シ今ノ一時の現象カラ集荷配給ヲシ

ノケレバナラヌト考ヘルナラバ、他ニ執ルベキ手段ガ臨時的措置トシテアル、會社ヲ作ルコトハ要ラヌノデハナイカト思フ、此ノ頃ドウモ政府ハ會社ヲ御作リニナルノガトハ、會社通念ニナツテ居リマス、結局屋上屋ヲ造ルコトハ、生産者ノ負擔ヲ増スコトニナル、現在ノ日本ノ國情カラ見テ無駄排除ヲ即刻爲サナケレバナラヌモノニ對シテ、殊更ニ斯ウ云フモノヲ殖ヤスコトハ、系統機關ハ備ハルカモ知レマセヌガ、結局中間ニ或ル搾取ガ行ハレルコトニナルノデハナカラウカト考ヘルノデアリマス、此ノ點ニ付キマシテ政府ハドウ云フ御考ヲ持タレルカ、又直輸出ヲナゼナサラナイカ、此ノ點ニ付テ御尋申上ガタイ

○土屋政府委員　此ノ會社ヲ作ツテモ直輸出ヲ爲サナケレバ、目的ヲ達シナイデハナイカ、又此ノ會社ハ屋上屋ヲ架スルコトニナツテ、此ノ會社ヲ維持スル費用ガ廻リ廻ツテ生産者ノ負擔ニ歸スルノデハナイカト云フ御質疑デゴザイマシテ、一應御尤モニ拜承致シマスガ、此ノ會社ヲ作リマシタ趣旨ハ、先刻提案理由テモ申上ガマシタ通り、現在ノ取引機構ガ、何ト申シマスカ、言葉ハ少シ亂暴デアリマスガ、洵ニ亂脈デゴザイマシテ、輸出業者ハ澤山ノ中間者ヲ使只今ノ所ハ除蟲菊ヶデゴザイマスガ、公ツテ集荷ニ狂奔シテ居ルト云フヤウナ状態デアリマス、其ノ結果公定價格ノアルノハレドモ、九・一八價格ヨリ總テ上廻ツテ居ノデアリマス、左様ナコトヲ政府ガ拋ツテ

置イテハ怪ジカラスト仰ジヤルカモ知レマ  
セヌガ、實情ヲ率直ニ申上ゲテ居ル譯デア  
リマス、ソコデ從來ノ儘ニ放任シテ置キマ  
スト、結局必要ナ方面ニ品物ガ流レナイト  
云フコトガ最大ノ缺點デアリマシテ、其ノ  
爲ニ輸出モ思フヤウニ行キマセヌシ、軍需  
モ充足ガ出來ナイ、ソレナラバ今日値段ノ  
高クナツタノガ皆生産者ノ利益ニナツテ居  
ルカト云フト、必ズシモサウデハナイ、寧  
ロ生産者ノ方デハ非常ニ投機的ニナリマシ  
テ、經營ガ不安デアリマスカラ、今日ノ價  
格ノ暴騰ト云フコトハ、必ズシモ生産者ノ  
利益トモ考ヘラレナイ、斯様ヲ觀點カラ此  
ノ會社ヲ作ルコトヲ考ヘタ次第デアリマス、  
ソレデ輸出ハ從來ノ輸出業者ガソレドノ  
系統ヲ持ツテ居リ、輸出徑路ヲ開拓致シテ  
居ルノデアリマスカラ、其ノ從來ノ輸出徑  
路ヲ利用スルノガ、ヤハリ一番輸出ノ促進  
ニナルト吾々ハ考ヘテ居ルノデアリマシテ、  
新規ニ會社ヲ拵ヘ、其ノ會社ガ新販路ヲ開  
拓スルコトハ容易デナイ、殊ニ一方亞米利  
加等へ出ル品物ハ相當多イノデアリマスガ、  
對外關係カラ申シテモ、一手ニ輸出スルト  
云フヤウナコトニ付テハ必ズシモ好影響ノ  
ミハ考ヘラレナイ、ソコラノ見地カラ輸出  
ハ從來ノ輸出業者ニヤラセル、從來ノ輸出  
業者ガ今マデハ集荷モヤリマシタカラ、色  
色價格ノ變動ヲ生じタノデアリマスガ、今  
度ハ集荷ハ直接ヤラナクテモ宜シイ、此ノ  
會社カラ買ヘバ宜シイノデアリマス、隨テ  
其ノ點カラ輸出業者トシテモ專ラ輸出ニ專  
念出來ル譯デ、有利ダラウト考ヘテ居ルノ  
デアリマス、ソレカラ此ノ會社ヲ維持シテ  
行ク費用ダケハ、結局輸出「コスト」ガ高ク  
ナル譯デゴザイマス、併シナガラ今日ノヤ

ウナ價格ノ亂脈ナ狀態ヲ脱却スル爲ニ、此ノ會社ノ經費程度ノモノガ掛カリマシテモ、ソレニ依ツテ生産者ノ不利益ニナルコトハナイ、公定價格若クハソレト同ジヤウナ價格デ買入標準ヲ決メマシテ、總テノ取引ガ其ノ標準價格デ行ハレマスレバ、生産者カラ申シテモ經營ガ安定致シマス、隨テ投機的ナ農業生産デナクナルノデアリマシテ、農家經營全體ノ上カラ申シテモ、生産者個人ノ點カラ申シテモ、得ル所ハ少クナイト考ヘテ居ル次第デアリマス。

○馬岡委員 大體分リマシタ、併シ輸出業者ヲ使フコトガ便利デアルト思ヒマス、而モ此ノ會社ガ集荷價格ヲ決メルト致シマシテ、茲ニ市場ニ「ダービング」ガ行ハレ、缺損ガアツタ場合、是ハ國家ガ負擔スルノデアルカ、會社ガ負擔スルノデアルカ、又斯ウ云フ輸出業者ガ中間ニアルナラバ、必ズ外國ニ向ツテノモノデアルナラバ、外貨獲得ノ上カラスウ云フ影響ヲ來ス機關ヲ別ニ設ケナイ方ガ宜クハナイカ、サウシテ又國家が大體ノ標準ヲ決メテ之ヲ爲サシメルナラバ、此ノ組合ニ爲サシメテモ別ニ變りハナイ、非常ニ取引ガ亂脈デアルト仰セラレマスガ、除蟲菊ノ公定價格モ決ツテ居リマス、又其他ノモノデモ是等ノ關係團體ニ命ジテ爲サシメルナラバ、取締ハ付クノデアリマシテ、殊更ニ是等ノ會社ヲ作ラヌデモ、現在澤山ノ指導團體、集荷團體、配給團體モアルノデアリマスカラ、別段事缺カナイト思フ、唯軍需資材ヲ得ル上カラ考ヘマスナラバ、是ハ國家ガ或る程度干渉スレバ宜イノデアリマス、斯様ニ考ヘルノデアリマス、若シモ輸出商ヲ相手ニスル爲ニ、一定ノ價格デ集荷スルト致シマスト、輸出

ウナ價格ノ亂脈ナ狀態ヲ脱却スル爲ニ、此ノ會社ノ經營全體ノ上カラ申シテモ、生産者個人ノ點カラ申シテモ、得ル所ハ少クナイト考ヘテ居ル次第デアリマス。

○馬岡委員 大體分リマシタ、併シ輸出業者ヲ使フコトガ便利デアルト思ヒマス、而モ此ノ會社ガ集荷價格ヲ決メルト致シマシテ、茲ニ市場ニ「ダービング」ガ行ハレ、缺損ガアツタ場合、是ハ國家ガ負擔スルノデアルカ、會社ガ負擔スルノデアルカ、又斯ウ云フ輸出業者ガ中間ニアルナラバ、必ズ外國ニ向ツテノモノデアルナラバ、外貨獲得ノ上カラスウ云フ影響ヲ來ス機關ヲ別ニ設ケナイ方ガ宜クハナイカ、サウシテ又國家が大體ノ標準ヲ決メテ之ヲ爲サシメルナラバ、此ノ組合ニ爲サシメテモ別ニ變りハナイ、非常ニ取引ガ亂脈デアルト仰セラレマスガ、除蟲菊ノ公定價格モ決ツテ居リマス、又其他ノモノデモ是等ノ關係團體ニ命ジテ爲サシメルナラバ、取締ハ付クノデアリマシテ、殊更ニ是等ノ會社ヲ作ラヌデモ、現在澤山ノ指導團體、集荷團體、配給團體モアルノデアリマスカラ、別段事缺カナイト思フ、唯軍需資材ヲ得ル上カラ考ヘマスナラバ、是ハ國家ガ或る程度干渉スレバ宜イノデアリマス、斯様ニ考ヘルノデアリマス、若シモ輸出商ヲ相手ニスル爲ニ、一定ノ價格デ集荷スルト致シマスト、輸出

商ノ操作ノ爲ニ缺損ガ行ツタ場合、之ヲドウシテモ、會社ガ負擔シナケレバナラヌト云フコトニナルト、餘程考ヘナケレバナラナイ結果ニナリハシナイカ、斯ウ云フコトヲ心配スルノデスガ、此ノ點ハドウナリマスカ

#### 〔速記中止〕

#### ○末松委員長 速記開始

○馬岡委員 能ク分リマシタ、ソレデハ其ノ點ハ、先づ政府ノ價格操作ニ依ツテ安心スルト致シマシテモ、サウ云フ便法ヲヤツテ戴ケルナラバ、ナゼ是ダケノ品種ニ止メタノデアルカ、マダ他ニ輸出農產物ガ相當アル筈デアリマス、之ヲナゼオヤリ下サラカツタカ、昨年六月ノ商工省令ノ改正ニ依ツテ、吾々ノ農村ノ輸出物ガ、非常ナ惡影響ヲ受ケテ、或種ノ人ニ御任セシナケレバ出來ナイデ、泣イテ居ル者モ相當アルノデアリマス、其ノ後色々ト當局ノ御折衝ノ結果、幾分カ緩和サレタモノモアリマスガ、マダ殘ツテ居ルモノモアリマス、斯ウ云フ風デアリト致シマスナラバ、ナゼ此ノ會社ニサウ云フモノヲ全部包含セシメテ下サラカツタカ、此ノ點ヲ御尋シタイト思ヒマス

○吉植委員 先程馬岡君カラ質問ガアリマシタガ、米ノ検査ニ當リマシテ、玄米ノ方ハ容量ト重量ト二本建デヤツテ居ル、然ルニ白米ノ方ハ検査ガアリマセヌ、其ノ上一且農民ノ手カラ離レテ白米商ノ手ニ渡リマシタ時ニハ、重量一黠張リデ賣ラレテ居リマス、昨年、一昨年ノ議會ニ於キマジデモ、私處此ノ點デ質問ヲシタノデゴザイマスガ、少クトモ法制的ニ見マシテモ、同ジ國民糧食大宗ノ米デアリマス、其ノ米ガ生產アル筈デアリマス、之ヲナゼオヤリ下サラカツタカ、昨年六月ノ商工省令ノ改正ニ依ツテ、吾々ノ農村ノ輸出物ガ、非常ナ惡影響ヲ受ケテ、或種ノ人ニ御任セシナケレバ出來ナイデ、泣イテ居ル者モ相當アルノデアリマス、其ノ後色々ト當局ノ御折衝ノ結果、幾分カ緩和サレタモノモアリマスガ、マダ殘ツテ居ルモノモアリマス、斯ウ云フ風デアリト致シマスナラバ、ナゼ此ノ會社ニサウ云フモノヲ全部包含セシメテ下サラカツタカ、此ノ點ヲ御尋シタイト思ヒマス

○吉植委員 先程農務局長カラノ御答辯ガ日ノ統制經濟ノ世ノ中デ、是程不眞面目ナリ方ハナイト私共ハ思フ、少クトモ検査デアリマス、其ノ後色々ト當局ノ御折衝ノ結果、幾分カ緩和サレタモノモアリマスガ、マダ殘ツテ居ルモノモアリマス、斯ウ云フ風デアリト致シマスナラバ、ナゼ此ノ會社ニサウ云フモノヲ全部包含セシメテ下サラカツタカ、此ノ點ヲ御尋シタイト思ヒマス

○土屋政府委員 此ノ會社ニ取扱ハセマス品目ハ、先刻來申上ゲタ通リノ程度ノモノヲ、只今ハ考ヘテ居リマスガ、併シ是デ止メル積リハゴザイマセヌノデ、將來モ研究ヲ致シマシテ、此ノ會社ノ取扱品目ニ取入レルコトガ、適當ナモノガアリマスナラバ、ソレハ取入レヲヤル積リデアリマス、只今除蟲菊其ノ他ニ付テ申上ゲマシタノハ、此ノ會社設立ニ付テ、今日只今考

買ハ單ニ重量デ賣ラレル、是ハモウ實ニ今

アルノナラ、賣ルニ當ツテモ重量、容量ノ合規品デナケレバナラス、サウナルトドウシテモ、ココデ白米ノ検査ト云フコトガ必

要ニナツテ來ルノデアリマス、其ノ上今ノ御話デハ、只今其ノ重量ニスルカ、容量ニスルカト云フコトニ付テ、研究中デアルト

云フコトデアリマスガ、然ラバ其ノ研究ガ

アルノナラ、賣ルニ當ツテモ重量、容量ノ合規品デナケレバナラス、サウナルトドウシテモ、コトハ、是ハ政治ノ根本的誤謬ダト私ハ思

バ、吾々ハ是認セネバナラヌト考ヘテ居リアルノナラ、賣ルニ當ツテモ重量、容量ノ合規品デナケレバナラス、サウナルトドウシテモ、ココデ白米ノ検査ト云フコトガ必

要ニナツテ來ルノデアリマス、其ノ上今ノ御話デハ、只今其ノ重量ニスルカ、容量ニスルカト云フコトニ付テ、研究中デアルト

云フコトデアリマスガ、然ラバ其ノ研究ガ

アルノナラ、賣ルニ當ツテモ重量、容量ノ合規品デナケレバナラス、サウナルトドウシテモ、コトハ、是ハ政治ノ根本的誤謬ダト私ハ思

バ、吾々ハ是認セネバナラヌト考ヘテ居リアルノナラ、賣ルニ當ツテモ重量、容量ノ合規品デナケレバナラス、サウナルトドウシテモ、コトハ、是ハ政治ノ根本的誤謬ダト私ハ思

ルト云フ譯デハナイモノト御諒承ヲ願ヒマス

○吉植委員 先程馬岡君カラ質問ガアリマシタガ、米ノ検査ニ當リマシテ、玄米ノ方ハ容量ト重量ト二本建デヤツテ居ル、然ルニ白米ノ検査ト云フコトガ、相當困難ナモシタガ、米ノ検査ニ當リマシテ、玄米ノ方ハ容量ト重量ト二本建デヤツテ居ル、然ルニ白米ノ検査ガアリマセウシ、隨テ中々此

ノ白米ノ検査ト云フコトガ、相當困難ナモシタガ、米ノ検査ニ當リマシテ、玄米ノ方ハ容量ト重量ト二本建デヤツテ居ル、然ルニ白米ノ検査ガアリマセウシ、隨テ中々此

ノ白米ノ検査ト云フコトガ、相當困難ナモシタガ、米ノ検査ニ當リマシテ、玄米ノ方ハ容量ト重量ト二本建デヤツテ居ル、然ルニ白米ノ検査ガアリマセウシ、隨テ中々此

ノ白米ノ検査ト云フコトガ、相當困難ナモシタガ、米ノ検査ニ當リマシテ、玄米ノ方ハ容量ト重量ト二本建デヤツテ居ル、然ルニ白米ノ検査ガアリマセウシ、隨テ中々此

ノ白米ノ検査ト云フコトガ、相當困難ナモシタガ、米ノ検査ニ當リマシテ、玄米ノ方ハ容量ト重量ト二本建デヤツテ居ル、然ルニ白米ノ検査ガアリマセウシ、隨テ中々此

リマシテモ、一等米ト同ジ價格デ、四十七  
圓五十錢ト云フ白米價格ヲ以テ販賣サレテ  
居リマス、而モ先ニモ申シマシタ國民糧食ノ  
大宗デアリマス所ノ米ヲ、低物價政策、其  
ノ低物價政策ノ根源ハ、低米價政策デアル  
ト云フノデ、農民ノ翹望ヲモ退ケマシテ、  
只管ニ低米價政策ヲ堅持致シテ居リマス政  
府ガ、玄米ハ低米價政策デアルガ、分配部  
面ノ白米販賣ニ於テハ、只今申上げマシタ  
ヤウナ實情ニ於キマシテ、低米價政策ヲ自  
ラ破ツテ之ヲ是正シナインデアル、サウシ  
マスト、是ハ大キナル國策ノ破綻ガ此處カ  
ラ出テ参リマスノデ、是ハドウシテモ白米  
検査ト云フコトヲ斷行セナケレバ、辻棲ガ  
合ハクナルノデアリマス、此ノ點ニ付テド  
ウ云フ御考ヲ持ツテ居リマスカ承リタイ  
○岡田政府委員 更ニ御話ノ如ク昨今ノ實  
際ノ情勢ヲ見マスト、御説明ノ通りデス、  
全ク白米ガ唯單ナル一本建デ賣ラレテ居  
ト云フコトヤ、隨テ玄米ニ幾多ノ等級ガア  
リマシテ、而モ其ノ價格ニ更ニ順應セザル  
一本建デ白米ガ賣ラレテ居ル、斯ウ云フヤ  
ウナ傾向ヲ現ハシテ來タノハ、最近ノコト  
デアルト思ヒマス、斯ウナリマスト、全ク  
仰セノ如ク、是ハ極メテ不合理ノ大ナルモノ  
デアリマスノデ、ドウシテモ然ルベキ方針  
ヲ立テテ考慮シナケレバナラヌト云フコト  
ヲ考ヘテ居ルノデアリマシテ、此ノ點ハ屢々  
他ノ機會ニモ御質問モアリ、大體左様ナコ  
トヲ御答シテ居ルノデアリマス、尙又建議  
等ニ於キマシテモ、左様ナ同一問題ガ提示サ  
レテ居ルノデアリマシテ、大體御趣意御尤  
モト考ヘテ居リマシテ、之ニ對スル考慮ヲ  
致スト云フコトヲ御答申上ゲテ置キタイト

○吉植委員　此ノ問題ニ關シテハ、ドウシ  
テモ商工省ノ答辯ヲ得ナケレバナリマセヌ  
ノデ、此ノ點ハ商工省當局ガ出席サレル機  
會ニ、今一度質問サシテ戴キタイト思ヒマ  
ス、大體政府ニ於キマシテモ、只今私ガ申  
述べマシタ事實ヲ御認定ニナツテ、大イニ  
研究シ、考慮セネバナラスト云フ御話ニア  
リマシタガ、此ノ白米検査ト云フコトガ斷  
行出來マセヌデ、何時マデモ斯様ナ破レ衣  
同様ナ法制ノ下ニ、米ノ處置ヲ任シテ置カ  
ネバ相成ラヌト云フコトニナリマスレバ、  
セメテ此ノ一等カラ等外ニ至リマス所ノ、  
五階段ニ分ケル検査ト云フヤウナ、生産部  
面ニ於テノミ苛酷ナル検査ヲ廢シマシテ、  
大體ニ於テ二本建位ニスル、白米ガ一本建  
デアリマスレバ、一本建デ當然デアリマス、  
併シソレデハ折角國營検査ノ法律ガ出來マ  
シタ時ニ體ヲ爲サヌト云フナラバ、又將來  
クトモ白米ガ一本建デアリマスル以上ハ、  
玄米ノ検査モ一本建ニスル、又白米ノ方ハ  
検査モナシニ重量ダケデ賣ラレテ居リマス  
ナラバ、セメテ生産検査ニ於キマシテモ、  
重量、容量二本建デアリマスノヲ廢シテ、  
容量ナリ重量ナリ一方ニ之ヲ片付ケルト云  
フコトニスルノガ、當然デアラウト思ヒマ  
シ、全農民ハ斯様ナ不徹底ナコトデ放置  
致シテ置キマスト、心ノ中デ如何ナル覺悟  
ヲ致スカモ分リマセヌシ、非常ニ機微ナ點  
ガ斯ウ云フ政治ノヤリ方ノ上ニ來ルト思ヒ  
ガス、重量、容量検査ヲ一方ニスル、又五  
階段ニ分レマス所ノ等級ヲ、少クトモ二本  
建位ニスルト云フダケノ、革新的ノ御意思

○岡田政府委員 只今御述ニナツタヤウナ、重量建其ノ他ニ一本建ニスルカト云フヤウナ、検査ヲ爲スト假定致シマシテ、検査ノ方法トカ或ハ其ノ處置方針ニ付キマシテハ、是ハ御承知ノ通り中々單純ナモノデアリマセヌデ、相當厄介ナモノデアリマスノデ、ソレ等ノ點ニ及シンデ今考慮研究シツツアルノデアリマスノデ、ドウ云フヤウナコトニ致セバ宜シイカ、此ノ場合只今申上兼ネルノデアリマスガ、併シナガラゾレハドウカシテ御趣意ニ副フヤウニ、適當ナ處置ヲ講ジタイト云フコトヲ、要スルニ今研究中デアルコトヲ申上ゲテ置キマス

○北委員 只今白米検査ノコトデ御話ガアツタデスガ、是ハ白米検査ヲヤルトヤラヌトデハ、検査經濟ノ上ニ非常ナ違ヒガ出テ來ル、現ニ北海道デハ白米検査ヲヤツテ居ルノデスガ、ソレガ爲ニ生産物検査料ハ非常ニ安クナツテ居ル、ソレデ検査ヲスル時期ガ同ジデナイノデス、生産物検査ヲスル時期ト、白米検査ヲスル時間トハ同ジデナリ、其ノ時間ノ關係上、裕ニ一人ノ検査員デ兩方ノ検査ガ出來ルノデアリマシテ、是ハ検査料ガ倍ニナルカ半分ニナルカト云フ問題デアリマシテ、重大ナ問題デアル、ドウシシテモ一貫シタ方法デヤツテ貰ハナケレバナラヌ、現ニ北海道デハ白米検査ヲヤツテ居ルノデスガ、此ノ白米検査ハ重量制デアル、所ガ白米ヲ賣ル時ハドウナツテ居ルカト云フト、小賣ハ重量制デナイ、今公定價格デ決メテ居ルノハ六十「キロ」デス、約十六貫、十五貫九百六十匁デス、其ノ公定價格ハ何程ト云ウテ決メテ居ルノデスカレドモ、ソレヲ商人サン達ハ俵デハ絶對

賣リマセヌ、枠賣ニシテシマフ、甚シイノ  
ニナルト九升シカ賣ラスト云フ話デアル、  
半俵モ賣ラヌ、サウスルトドウナルカ  
ト云フト、今六十「キロ」入ノモノハ、  
北海道デハ白米ハ四斗三升アリマス、  
四斗三升アルガ、商人サンガ枠デ計ツ  
テ賣ルト、幾ラニシテ賣ルカト云フト、  
是ハ三斗九升デ、四斗ダト云ツテ計ツテ賣  
ル、モット上手ナノニナルト三斗八升デ、  
ソレハ計リ方ノ關係デニ斗位ノ差ハ幾ラ  
デモ出來ル、極ク下手ニ計ツテモ三斗九升  
デスカラ、四斗三升ノモノガ三斗九升ト  
云フト、一俵ニ付テ四升ヅツ同ジ枠デ儲  
ケテ居ル、一割儲ケテシマフ、ソレデ公  
定價格カラ言ヒマスト、重量制ノ方ダト  
四斗三升アルモノナラバ、一升賣ハ四十  
三分ノ一デ賣ラナケレバナラヌデアリマ  
スガ、四十分ノ一デ賣ツテ居ル、一俵ト云  
フノデスカラ、一俵ハ四斗ト云フノデ四  
分ノ一デ賣ツテ居ル、斯ウ云フヤウナ結果  
ニナツテ居ルノデアリマシテ、隨分此ノ中  
へ入ツタ人達ハ大キナ儲ケガ出来テ居ルト  
同時ニ、違法精神ヲ隨分ヤカマシイコトヲ  
言ツテ居ルガ、檢舉シテ居ル檢事サン初  
メ闇取引ノ米ヲ食ツテ居ル、北海道ノ道民  
ハ全部闇取引ノ米ヲ食ツテ居ル、ソレデ違  
法精神デアルト言ツテ盛ニ檢舉シテ居ル、  
私ハ是ハ怪シカラヌコトダト思ツテ居ル、  
何故サウナルカト云フ、一方ハ重量制デ自  
米ヲ俵デ決メテ置イテ、賣ル時ハ枠デ決メ  
テ居ル、重量制ト睿量制ガ一貫シテ居ナイ、  
ガ生レテ來ルノデアリマスシ、農民ノ是ガ  
ツテ來ル、北海道民ノ全部ハ闇取引ヲ公然  
ヤツテシマツテ平氣デ居ル、斯ウ云フ結果

爲ニ受ケル損害モ大キイモノデアル、斯ウ云フヤウナ色々ナ點カラ見マスト、白米検査ト此ノ玄米検査トハ、是ハヤハリ一貫シタ検査ノ方法デ、白米ノ方ハ當分止メテ居ルノダ、玄米ダケヤルノダト云フコトニナルト、是ハ大變検査經濟ノ上ニ影響モ來ルノデアリマス、色々ナ點カラ見テ、此ノ際白米ト兩方オヤリニナルコトヲシナケレバ、是ハ生産者ダケガ犠牲ニナリマス、サウ云フコトヲシテハイカヌト思ヒマス、當局ノ此ノ點ニ關スルシツカリシタ御答辯ヲ願ヒタイ

○岡田政府委員 北海道ノ實施上ニ關スル御話ハ、洵ニ参考ニナルコトデアリマシテ、能ク其ノ點モ斟酌致シテ考慮致シマス、尙ホ又農務局長カラ此ノ點ニ付テ御答ヲ申上ゲマス

○土屋政府委員 白米ト申シマスカ、精米ト申シマスカ、精米ノ検査ヲシナケレバ穀物検査ハ尻抜ケダヤナイカト云フ吉植、北

兩委員ノ御趣旨ハ、私共腹ノ中デハ其ノ通りダト思フノデアリマス、併シ之ヲ實行致シマスノニハ、先づ都會地ニ於ケル白米ノ取引機構カラ變へテ行カナケレバナラヌ、御承知ノ通り只今ノ米ノ配達ハ、米屋サン

ガ枅デ量ツテ袋ニ入レテ、吾々ノ家庭ニ持ツテ來ルト云ノガ普通デアリマス、折角玄米デ検査致シマシテモ、ソレヲ皆一緒ニシテシマス、殊ニ又食味ノ關係カラ申シマス、左様ナ點ヲ考ヘテ見マスト、白米ノ

検査ヲ致シマスノニハ、今ノ配達制度ヲ變

○吉植委員 先刻私ガ生産検査ニ於テハ、

ヘマシテ、一俵ツツ封緘ヲシタ紙袋カ何カニ入レマシテ、サウシテ封ヲシテ、其ノ代リ其ノ内容ニ付テハ保證スル、時々検査員ガ拔取検査カ何カヤツテ、其ノ内容ノ取締ヲスルト云フヤウナコトニデモ致シマセ

マス検査制度其ノ儘デハ、白米ノ検査、精米ノ検査ハ旨ク行カナイダラウ、今回モ實

スガ、小賣ハ除外致シマシテ、俗ニ國白ト申シテ居ルヤウナ、北陸トカ各地ノ產地ニ於キマシテ精米ヲ致シマシテ、ソレヲ依ニ

入レ、呴ニ詰メテ、消費地ニ持ツテ來ルモノハ、是ハヤハリ今回モ検査ヲ致シマス、致シマスガ、今御質問ニナツテ居リマスノハ、サウ云フ點デハナイヤウデアリマシテ、

ヤハリ小賣ノ分ノ話ダラウト思フノデアリマスガ、小賣ノ分ニ付テハ、只今申上ゲマシタヤウナ色々ナ面倒ナ事情ガアルノデア

リマスカラ、敢ヘテ面倒ダカラト云ツテ逃ゲル譯デハアリマスセガ、突如トシテ之ヲヤルコトハ如何カト思ヒマス、尙ホ之ニ付

テハ色々考ヘテ見ナイトイケナイト考ヘルノデアリマシテ、御話ノヤウニ不徹底ノヤ

ウデハゴザイマスケレドモ、暫ク現在ノ状態デヤラシテ貴ヒタイト考ヘテ居リマス

○北委員 サウスルト、今ノ御答辯ニ依ルト、白米検査モスルノデスネ、小賣ニ付テ

ハセスケレドモ、一般ノ卸賣マデノ分ハ、云フト、現在併用致シテ居リマス地方ハ、

ヤハリ併用ハ致スコトニナリマスカ、ソレハ併用ト申シマシテモ、ドチラカラ採レバ

云フト、現在併用致シテ居リマス地方ハ、

ヤハリ併用ハ致スコトニナリマスカ、ソレハ採ルカデ宜シイノデアリマス、兩方デ攻

メルト云フ譯デハナインデアリマス、

○吉植委員 是非一ツ其ノ點ヲ明確ニシテ置イテ戴キタウゴザイマス、兎ニ角生産ト

御願シタインデアリマス、如何デアリマスカ

○吉植委員 消費ノ兩部面ニ於テ、生產部面ノミラ検査ヲ嚴重ニシテ、消費部面ニ於スル検査ハナ

ナツテ居リマス、併シナガラ重量ニ於テ二重表裝デ少クトモ十八貫以上、大體十八貫

米ニハナリマセヌ、兩建デ攻メラレテ居リマス、恐ラク他ノ府縣ニ於テモ、之ニ類似ノ

スルノデアリマスカラ、斯様ナ状態デ行キマスト、スルノデアリマスカラ、斯様ナ状態デ行キマスト、

ガ、今度ノ検査ハ、國家ガ此ノ検査ヲ統一ト決メルノガ當然ト思ヒマスガ、此ノ點如何デゴザイマスカ

○土屋政府委員 今日容量ガ多クノ縣ニ於テ行ハレテ居ルノデアリマス、ソレデ重量ヲ併用シテ居ル縣ガ十三府縣ゴザイマス、

青森、岩手、宮城、秋田、福島、千葉モサ

ウデアリマス、東京、山梨、新潟、富山、石川、福井、愛知、以上ノ十三府縣ニ於テハ、

容量重量ノ併用ニナツテ居リマス、ソレデ

今ノ吉植委員ノ御話ハ、一應御尤モニモ拜

承致シマシタガ、是ハ同ジコトヲ繰返スヤ

ウデゴザイマスケレドモ、容量カ重量カ、

何レカ一本ニ統制スルト云フコトノ可否ニ付キマシテハ、マダ政府トシテ非ナリ是ナ

リト云フ斷案ヲ下スト云フ所ニ至ツテ居ラ

ナインデアリマス、此ノ際ハ現在ヤツテ居リマス、通リニ先づヤラウ、サウ致シマス

ト云フモノハ、中々農民層ニハ許サレナカ

タイト思フノデアリマスガハ、之ヲ自由ニ農民層ガ

白米移出ヲドン／＼出來ルヤウニシテ戴キ

ツタノデアリマスガハ、之ヲ自由ニ農民層ガ

行ト云フ御話ガアリマシタガ、白米ノ價格

ガ今日ノヤウナ状態デ放置サレテ居リマス

ナラバ、只今マデハ地方ニ於テ白米ノ移出

シタインデアリマス、又先程國白ノ検査施

ヲ併用シテ居ル縣ガ十三府縣ゴザイマス、

青森、岩手、宮城、秋田、福島、千葉モサ

ウデアリマス、東京、山梨、新潟、富山、石

川、福井、愛知、以上ノ十三府縣ニ於テハ、

容量重量ノ併用ニナツテ居リマス、ソレデ

今ノ吉植委員ノ御話ハ、一應御尤モニモ拜

承致シマシタガ、是ハ同ジコトヲ繰返スヤ

ウデゴザイマスケレドモ、容量カ重量カ、

何レカ一本ニ統制スルト云フコトノ可否ニ付キマシテハ、マダ政府トシテ非ナリ是ナ

リト云フ斷案ヲ下スト云フ所ニ至ツテ居ラ

ナインデアリマス、此ノ際ハ現在ヤツテ居リマス、通リニ先づヤラウ、サウ致シマス

ト云フモノハ、中々農民層ニハ許サレナカ

タイト思フノデアリマスガハ、之ヲ自由ニ農民層ガ

行ト云フ御話ガアリマシタガ、白米ノ價格

ガ今日ノヤウナ状態デ放置サレテ居リマス

ナラバ、只今マデハ地方ニ於テ白米ノ移出

シタインデアリマス、又先程國白ノ検査施

ヲ併用シテ居ル縣ガ十三府縣ゴザイマス、

青森、岩手、宮城、秋田、福島、千葉モサ

ウデアリマス、東京、山梨、新潟、富山、石

川、福井、愛知、以上ノ十三府縣ニ於テハ、

容量重量ノ併用ニナツテ居リマス、ソレデ

今ノ吉植委員ノ御話ハ、一應御尤モニモ拜

承致シマシタガ、是ハ同ジコトヲ繰返スヤ

ウデゴザイマスケレドモ、容量カ重量カ、

何レカ一本ニ統制スルト云フコトノ可否ニ付キマシテハ、マダ政府トシテ非ナリ是ナ

リト云フ斷案ヲ下スト云フ所ニ至ツテ居ラ

ナインデアリマス、此ノ際ハ現在ヤツテ居リマス、通リニ先づヤラウ、サウ致シマス

ト云フモノハ、中々農民層ニハ許サレナカ

タイト思フノデアリマスガハ、之ヲ自由ニ農民層ガ

行ト云フ御話ガアリマシタガ、白米ノ價格

ガ今日ノヤウナ状態デ放置サレテ居リマス

ナラバ、只今マデハ地方ニ於テ白米ノ移出

シタインデアリマス、又先程國白ノ検査施

ヲ併用シテ居ル縣ガ十三府縣ゴザイマス、

青森、岩手、宮城、秋田、福島、千葉モサ

ウデアリマス、東京、山梨、新潟、富山、石

川、福井、愛知、以上ノ十三府縣ニ於テハ、

容量重量ノ併用ニナツテ居リマス、ソレデ

今ノ吉植委員ノ御話ハ、一應御尤モニモ拜

承致シマシタガ、是ハ同ジコトヲ繰返スヤ

ウデゴザイマスケレドモ、容量カ重量カ、

何レカ一本ニ統制スルト云フコトノ可否ニ付キマシテハ、マダ政府トシテ非ナリ是ナ

リト云フ斷案ヲ下スト云フ所ニ至ツテ居ラ

ナインデアリマス、此ノ際ハ現在ヤツテ居リマス、通リニ先づヤラウ、サウ致シマス

ト云フモノハ、中々農民層ニハ許サレナカ

タイト思フノデアリマスガハ、之ヲ自由ニ農民層ガ

行ト云フ御話ガアリマシタガ、白米ノ價格

ガ今日ノヤウナ状態デ放置サレテ居リマス

ナラバ、只今マデハ地方ニ於テ白米ノ移出

シタインデアリマス、又先程國白ノ検査施

ヲ併用シテ居ル縣ガ十三府縣ゴザイマス、

青森、岩手、宮城、秋田、福島、千葉モサ

ウデアリマス、東京、山梨、新潟、富山、石

川、福井、愛知、以上ノ十三府縣ニ於テハ、

容量重量ノ併用ニナツテ居リマス、ソレデ

今ノ吉植委員ノ御話ハ、一應御尤モニモ拜

承致シマシタガ、是ハ同ジコトヲ繰返スヤ

ウデゴザイマスケレドモ、容量カ重量カ、

何レカ一本ニ統制スルト云フコトノ可否ニ付キマシテハ、マダ政府トシテ非ナリ是ナ

リト云フ斷案ヲ下スト云フ所ニ至ツテ居ラ

ナインデアリマス、此ノ際ハ現在ヤツテ居リマス、通リニ先づヤラウ、サウ致シマス

ト云フモノハ、中々農民層ニハ許サレナカ

タイト思フノデアリマスガハ、之ヲ自由ニ農民層ガ

行ト云フ御話ガアリマシタガ、白米ノ價格

ガ今日ノヤウナ状態デ放置サレテ居リマス

ナラバ、只今マデハ地方ニ於テ白米ノ移出

シタインデアリマス、又先程國白ノ検査施

ヲ併用シテ居ル縣ガ十三府縣ゴザイマス、

青森、岩手、宮城、秋田、福島、千葉モサ

ウデアリマス、東京、山梨、新潟、富山、石

川、福井、愛知、以上ノ十三府縣ニ於テハ、

容量重量ノ併用ニナツテ居リマス、ソレデ

今ノ吉植委員ノ御話ハ、一應御尤モニモ拜

承致シマシタガ、是ハ同ジコトヲ繰返スヤ

ウデゴザイマスケレドモ、容量カ重量カ、

何レカ一本ニ統制スルト云フコトノ可否ニ付キマシテハ、マダ政府トシテ非ナリ是ナ

リト云フ斷案ヲ下スト云フ所ニ至ツテ居ラ

ナインデアリマス、此ノ際ハ現在ヤツテ居リマス、通リニ先づヤラウ、サウ致シマス

ト云フモノハ、中々農民層ニハ許サレナカ

タイト思フノデアリマスガハ、之ヲ自由ニ農民層ガ

行ト云フ御話ガアリマシタガ、白米ノ價格

ガ今日ノヤウナ状態デ放置サレテ居リマス

ナラバ、只今マデハ地方ニ於テ白米ノ移出

シタインデアリマス、又先程國白ノ検査施

ヲ併用シテ居ル縣ガ十三府縣ゴザイマス、

青森、岩手、宮城、秋田、福島、千葉モサ

ウデアリマス、東京、山梨、新潟、富山、石

川、福井、愛知、以上ノ十三府縣ニ於テハ、

容量重量ノ併用ニナツテ居リマス、ソレデ

今ノ吉植委員ノ御話ハ、一應御尤モニモ拜

承致シマシタガ、是ハ同ジコトヲ繰返スヤ

ウデゴザイマスケレドモ、容量カ重量カ、

何レカ一本ニ統制スルト云フコトノ可否ニ付キマシテハ、マダ政府トシテ非ナリ是ナ

リト云フ斷案ヲ下スト云フ所ニ至ツテ居ラ

ナインデアリマス、此ノ際ハ現在ヤツテ居リマス、通リニ先づヤラウ、サウ致シマス

ト云フモノハ、中々農民層ニハ許サレナカ

タイト思フノデアリマスガハ、之ヲ自由ニ農民層ガ

行ト云フ御話ガアリマシタガ、白米ノ價格

ガ今日ノヤウナ状態デ放置サレテ居リマス

ナラバ、只今マデハ地方ニ於テ白米ノ移出

シタインデアリマス、又先程國白ノ検査施

ヲ併用シテ居ル縣ガ十三府縣ゴザイマス、

青森、岩手、宮城、秋田、福島、千葉モサ

ウデアリマス、東京、山梨、新潟、富山、石

川、福井、愛知、以上ノ十三府縣ニ於テハ、

容量重量ノ併用ニナツテ居リマス、ソレデ

今ノ吉植委員ノ御話ハ、一應御尤モニモ拜

承致シマシタガ、是ハ同ジコトヲ繰返スヤ

ウデゴザイマスケレドモ、容量カ重量カ、

何レカ一本ニ統制スルト云フコトノ可否ニ付キマシテハ、マダ政府トシテ非ナリ是ナ

リト云フ斷案ヲ下スト云フ所ニ至ツテ居ラ

ナインデアリマス、此ノ際ハ現在ヤツテ居リマス、通リニ先づヤラウ、サウ致シマス

ト云フモノハ、中々農民層ニハ許サレナカ

タイト思フノデアリマスガハ、之ヲ自由ニ農民層ガ

行ト云フ御話ガアリマシタガ、白米ノ價格

ガ今日ノヤウナ状態デ放置サレテ居リマス

ナラバ、只今マデハ地方ニ於テ白米ノ移出

シタインデアリマス、又先程國白ノ検査施

ヲ併用シテ居ル縣ガ十三府縣ゴザイマス、

青森、岩手、宮城、秋田、福島、千葉モサ

ウデアリマス、東京、山梨、新潟、富山、石

川、福井、愛知、以上ノ十三府縣ニ於テハ、

容量重量ノ併用ニナツテ居リマス、ソレデ

今ノ吉植委員ノ御話ハ、一應御尤モニモ拜

承致シマシタガ、是ハ同ジコトヲ繰返スヤ

ウデゴザイマスケレドモ、容量カ重量カ、

何レカ一本ニ統制スルト云フコトノ可否ニ付キマシテハ、マダ政府トシテ非ナリ是ナ

リト云フ斷案ヲ下スト云フ所ニ至ツテ居ラ

ナインデアリマス、此ノ際ハ現在ヤツテ居リマス、通リニ先づヤラウ、サウ致シマス

ト云フモノハ、中々農民層ニハ許サレナカ

タイト思フノデアリマスガハ、之ヲ自由ニ農民層ガ

行ト云フ御話ガアリマシタガ、白米ノ價格

ガ今日ノヤウナ状態デ放置サレテ居リマス

ナラバ、只今マデハ地方ニ於テ白米ノ移出

シタインデアリマス、又先程國白ノ検査施

ヲ併用シテ居ル縣ガ十三府縣ゴザイマス、

青森、岩手、宮城、秋田、福島、千葉モサ

ウデアリマス、東京、山梨、新潟、富山、石

川、福井、愛知、以上ノ十三府縣ニ於テハ、

容量重量ノ併用ニナツテ居リマス、ソレデ

今ノ吉植委員ノ御話ハ、一應御尤モニモ拜

承致シマシタガ、是ハ同ジコトヲ繰返スヤ

○土屋政府委員 農民が自ラヤリマシタ  
リ、又ハ集リマシテ、産業組合其ノ他ノ機構デ、自己ノ生産致シマシタ米ヲ精米ニ致シマシテ、検査ヲ受ケテ、之ヲ都會地ニ出

スト云フコトハ、一向差支ナイノデアリマス、私共ソレヲ抑壓スルヤウナ考ハ全然持ツテ居リマセヌ

○樋口委員 此ノ白米検査ノコトニ付テ一  
二御尋致シマスガ、先づ實際問題トシテヘ、今  
日各府縣デ検査ヲ致シテ居リマスモノハ、  
實際ハナツテ居ル、米屋ノ方ハ非常ニ有利  
デゴザイマス、標準米ヲ決メル時デモ、  
其ノ決メル人ハ誰が決メルカト云フト、  
米穀商ガ先づ六割ヲ占メテ居ル、農村代  
表者ト云フモノハ一人入ツテ居ルダケデ  
アル、農村代表者ガ二人ヤ三人入ツテ居  
ツテモ、到底勝テルモノデハナイ、標準  
米モ高イ標準米ヲ作ツテ、サウシテ是位  
ドウモ農村ヲ苛酷ナル方法ヲ以テ締上ゲル  
コトハ、恐ラク私ハ米穀検査以外ニナイト  
思フ、ソコデモウツ私ハ一寸此ノ機會ニ  
スカ

○土屋政府委員 本當ニ九四%ニ搗上ガタ  
シマシテ、検査ヲ受ケテ、之ヲ都會地ニ出

居リマセヌ

○樋口委員 此ノ白米検査ノコトニ付テ一  
二御尋致シマスガ、先づ實際問題トシテヘ、今  
日各府縣デ検査ヲ致シテ居リマスモノハ、  
實際ハナツテ居ル、米屋ノ方ハ非常ニ有利  
デゴザイマス、標準米ヲ決メル時デモ、  
其ノ決メル人ハ誰が決メルカト云フト、  
米穀商ガ先づ六割ヲ占メテ居ル、農村代  
表者ト云フモノハ一人入ツテ居ルダケデ  
アル、農村代表者ガ二人ヤ三人入ツテ居  
ツテモ、到底勝テルモノデハナイ、標準  
米モ高イ標準米ヲ作ツテ、サウシテ是位  
ドウモ農村ヲ苛酷ナル方法ヲ以テ締上ゲル  
コトハ、恐ラク私ハ米穀検査以外ニナイト  
思フ、ソコデモウツ私ハ一寸此ノ機會ニ  
スカ

○土屋政府委員 七分搗ノ定義デゴザイマ  
スガ、重量デ申上げレバ、搗上リガ玄米ノ  
時ノ重量ノ九四%以上ニナルモノガ、所謂  
七分搗デアリマス、七分搗ト申シマスカ、  
米穀統制令ニ依ツテ許サレタ精米ダサウデ  
アリマス

○樋口委員 サウスルト七分搗ト言ツテ御  
獎勵ニナルモノハ、九四%ト云フモノナラ  
バ、其ノ米ガ酒造米ヨリ白ウナツテモ宜ウ  
ゴザイマスカ、其ノ九四%マデノ減リ目マ

デト云フト、酒造米ヨリ白ウナル場合ガア  
リマスガ、ソレハドウデスカ

○土屋政府委員 本當ニ九四%ニ搗上ガタ  
モノナラバ、糠ヲ六分取ルダケデゴザイマ  
スカラ、酒造米ヨリ白クナルト云フコトハ  
ナイト私共ハ思ヒマスガ……

○樋口委員 サウ考ヘラレルコトガ當リ前  
デアリマス、所ガ検査ノ方ハ……

○末松委員長 關聯質問ハ成ベク簡單ニ願  
ヒマスガ、マダアリマスカ

○樋口委員 ソレデハ何レ……

○吉植委員 先刻ノ農務局長ノ御答辯デ安  
心致シマシタ、千葉縣邊リデハ、今マデハ、  
私ナラ私ガ東京ニ白米ヲ送ルト云フ時ニハ、  
白米移出認可ヲ特別ニ受ケマシテ、ヤツト

出スノデアリマスガ、其ノ認可ト云フモノ  
モ、ザラニハ受ケラレナノデアリマス、  
デアリマスカラ、普通農民ガ精白ヲシテ、  
検査ヲ受ケテ、東京ニ出サウトシマシテモ

出來マセヌ、手續ガ煩雜デモアリマスシ、  
大變困ツテ居リマシタ、併シ今度國家ニ方  
針トシテ、農民ガ自由ニ白米ヲ出セルト云

テコトニナリマスレバ、私共モ満足此ノ上  
ナイコトデゴザイマス、ドウカ一ツ其ノ點

ヲ十分農民ニ徹底スルヤウニシテ戴キタウ  
ゴザイマス、ソカレラ先程馬岡君カラ此ノ  
點質問ガアツテ、答辯ト質問トヲ聽イテ居  
リマスト、何カ吾々ノ頭ニ割切レナイモノ

ガ残ツテ居リマスノデ、重ネテ御尋致シマ  
スガ、生産検査ニ對スル手數料ハ、一錢、  
二錢ト云フヤウナ安イ手數料ニナツテ居リ

マスガ、今回ハ生産、移出ト云フヤウニ分ケ  
ズニ、一元化サレマス結果ガ六錢ニ相成リ  
マス、ドウシテモ此處デ、只今マデノ農民

ガ作ツテ小作人ヘヤリマストカ、或ハ獎勵  
米ヲ更ニ殖ヤシマストカ、何トカ云フヤウ  
ナ方法ヲ執リタイト思ヒマス、小作米ノ檢

查ニ依ツテ、勞力ヲ拂フノハ小作人デ、利  
益ヲ得ルノハ地主デアリマスカラ、能ク地

級ニ於キマシテハ、移出検査ヲ受ケテ米ヲ  
賣ルト云フヤウナ餘裕ノアル者ハアリマセ  
ス、殆ドモウ出廻期ニ於キマシテ、附近ノ

米屋ニ賣ツテシマフト云フ状態デゴザイマ  
シテ、是ハ日本全國到ル處左様ナ風デアル

ト思ヒマス、サウシマス、衆ニ對シテ、一俵ニ付テ五錢乃至四錢ト云  
フ、相當大キナ負擔ヲ掛ケルコトニ相成ル  
ノデアリマス、是ハ社會政策的ニ見マシテ  
モ、相當考慮セラレネバナラスコトト思ヒ  
マスシ、又農林當局トシマシテモ、其ノ點  
ニ何等カノ御考ガ、實施上ニ於キマシテア  
ラネバナラヌ筈ト思ヒマスガ、此ノ點ヲド  
ウ御考ニ相成ツテ居リマスカ、承リタウゴ  
ザイマス

○土屋政府委員 小作米ノ検査手數料ノ問  
題ニ付テノ御質疑、御尤モト拜聽致シマシ  
タガ、私共ノ考ハ、小作米ニ付キマシテハ、  
現在強制検査ヲ行ツテ居リマス地方ニハ、  
以後モ引續キ検査ヲ行ヒマス積リデアリマ  
ス、ソレカラ現在強制検査ヲ行ツテ居リマ  
セス地方ニハ、速ニ獎勵金穀制度ガ確立スル  
ヤウニ致シマシテ、獎勵金穀制度ガ確立致  
シマシタナラバ検査ヲスル、ソレマデハ今  
マデ検査ヲ行ツテ居ル地方ニ限ツデヤル、  
検査ニ付テハ左様ニ考ヘテ居リマス、ソレ  
カラ手數料ノ問題デゴザイマスガ、是ハ規  
則ノ上デハ、サウハ書キマセヌガ、實際ノ  
指導ノ方デ、地主ノ負擔ニナルヤウニ指導  
シタトイ思ツテ居リマス、收入印紙ヲ地主  
ガ作ツテ小作人ヘヤリマストカ、或ハ獎勵

掛ルヤウニナリマシタ、一貫目ト申シマス  
ト、二升五合ダケ生産者ガ損ヲシテ來タト  
云フノガ、千葉縣邊リノ實情デゴザイマス、

十七貫三百デ宜カツタモノガ、一貫目餘計

主ニ懇談致シマスレバ、其ノ點ハ諒解ヲ得  
ラレルト思ツテ居リマス

○吉植委員 只今マデノ検査ト云フモノハ、  
所謂昔ノ戰國時代ノ群雄割據ノヤウナ狀態  
デアリマシテ、各府縣穀物検査所當局ガ、東  
京市場或ハ大阪市場ト云フ、消費市場ニ於



レルヤウニ、又品質モ努メテ良イモノヲ出  
ニ依ツテ妙ナ風ニ混亂サセラマスカラ、  
寧ロ是ハ惡米ヲ作ツテ餘計出シタ方ガ宜イ  
ト云フ觀念ヲ實際持ツテ居ル、ソレハナゼ  
カト云フト乾燥スレバ目方ガ減ル、惡米デ  
出シタ方ガ宜イ、斯ウ云フ譯デス、先刻モ  
精白ノコトヲ論ジテ居リマシタガ、七分搗  
ノ點ガドウシテモ分リマセヌ、今日農村デ  
ハ七分搗ニシテ吳レト言ツテ出シマスト精  
白シテ吳レマス、是ハドウ云フ譯カト云フ  
ト、糠ヲ向フデ取ツテ搗賃ナシデアリマス、  
ダカラ餘計搗イタ方ガ宜イト云フノデ、餘  
ダト云フコトヲ一番能ク知ツテ居ル、白ニ  
シタ時ニハ量モ殖エマスシ、目方モ殖エマ  
ス、昔デアリマスト糠ニ水ヲ混ゼテ捏ネテ  
精米機ニ入レテ出スカラ膨脹シマス、一俵  
ノ米ガ一俵ヨリ殖エテ來ル、其ノ殖エタモ  
ノヲ直グ配達スルカラ、米櫃ニ二十日モ入  
レテ置イタラ屹度徵ル、ソレハ水分ガアル  
ト云フ證據デス、サウ云フヤリ方ノ精米屋  
ガシテ居ル、ソレガ彼等ノ儲ケト申シマス  
カ、サウ云フ關係ニアル、ソレデ斯ウ云フ  
風ニ農民ガ精白屋へ出スト、ソレガ精白サ  
レテ高ク賣ラレル、サウシテ農民ノ利益ト  
云フコトカラ見レバ何モナラヌコトニナル  
、私ハ本法案ハ洵ニ結構デアルケレドモ、  
ヒタイト思フノデアリマス

○樋口委員 一寸簡単ニ關聯シテ御許シ願  
　　ヘマセヌカ  
○末松委員長 關聯質問ナラバ簡単ニ願ヒ  
　　マス  
○樋口委員 只今内藤君カラノ御話ガアリ  
　　マシタガ、先程ノ七分搗ノ問題ニ關聯スル  
　　コトデアリマス、九・四%ノモノデアルナラ  
　　バ糠ガ出ルカラト云フ御話デス、然ルニ今日  
　　ノ検査ノ嚴重ト云フカ、寧ロ苛酷ナ程度ニ  
　　マデ強ヒラレタルアノ一粒選リノ米ハ、乾  
　　燥ニ於テモ、只今吉植君モ言ハレタ通り、  
　　三倍ノ乾燥ヲ要求セラレルト云フコトデ、  
　　内藤委員モ言ハレル通りニ、五日モ乾セト  
　　カ六日モ乾セトカ云フヤウニ乾燥ヲヤカマ  
　　シク言フ、時恰モ十一月カラ一月ニ掛ケテ  
　　ハ空氣ガ乾燥シテ居ル時デアリマス、ソコ  
　　ヘ持ツテ來テ一層乾燥ヲヤカマシク言フ、  
　　ソレヲ今度杆ヲ入レテ搗キマシタ時ニ  
　　ハ——ソレハ今内藤委員ノ言フヤウナコト  
　　ヲスル米屋バカリデモナイ、正直ナ米屋モ  
　　アルケレドモ、ソレヲ搗イタ時ニハ必ズ殖  
　　エマズ、現在デモ殖エル糠ヲ取ツテドウシ  
　　テ殖エルカト申シマスト、乾燥シタモノヲ  
　　搗ク拍子ニ熱ヲ起シテ水分ヲ吸收シマスカ  
　　ソレデ白米ト玄米トノ不當チ利潤ノ差ト云  
　　フモノハ何ニ依ツテ認ヌテ居ルノデアルカ、  
　　玄米ヨリ糠ヲ取ツテマダ目方ガ餘計ニナル、  
　　ソレデ白米ト玄米トノ不當チ利潤ノ差ト云  
　　フモノハ何ニ依ツテ認ヌテ居ルノデアルカ、  
　　一體一俵デ幾ラノ利益ガ適當ト思ツテ居ラ  
　　ハ、十分参考ニ資スルヤウニ致シタイト思  
　　ヒマス

レルノカ、少クトモ現在ノ値デ行キマスト、  
尙ホ生産者ノ方ニ於テ一俵ニ付テ一圓ヤソ  
コラ上ゲテモ、決シテ米屋ハヤツテ行ケス  
ト云フモノデハナイノデアリマス、況ヤ配  
給ニ付キマシテハ、私共ノ方デ賣リマスノ  
ハ十七圓四十錢、直グ隣リノ米屋デ賣リマ  
スノハ十八圓二十錢デアリマス、隣リノ米  
屋デ賣ルノニ何處ニ違ヒガアルト言ヘバ、  
配給系統ヲ傳ツテ來テ、サウシテ彼處デ十  
錢、此處デ八錢ト云フ風ニ、止ル度毎ニ手  
數料ヲ取ラレテ來テ居ル、其ノ手數料ガ八  
錢ト言ヒマスガ、米屋ハ一俵デ三錢儲ケレ  
バ十分ナ利潤デアリマス、何ヲ以テ八錢ト  
云フヤウナコトヲ見ルノカ、同業組合ノ方  
デ此ノ錢ノ餘ツテ來ルノヲドウシマスカ、  
斯ウ云フヤウナ米ノ検査ト云フモノハ、捨  
テテ置イタ所デ、米ノ中ニ麥ガ一つ入ツテ  
居レバ素人デモ分ル、ソンナコトニバカリ  
政府ガヤカマシク氣ヲ付ケテ居ルガ、現在  
白米ト云フモノノ鑑別ハ、需要者トシテハ  
容易ナラザルモノデアル、此ノ方ハ仕方ガ  
ナイト云フヤウナコトデスガ、斯ウ云フコ  
トハ今日食糧問題ヲ考究スルニ當ツテ、當  
局トシテハ言フベキコトデハアリマセヌ、  
一番大ナル所ノ需要者ニ分ラスト云フ點  
ニ付テハ、仕方ガナイト云フヤウナ狀態デ  
アル、大體各府縣ニ於ケル所ノ検査官ト云  
フモノハ、今日マデ米屋ニ願使セラレテ居  
ル、乾燥ヲ能クシロ／＼ト言ツテモ、八月  
以後マデ持越スヤウナ米デハナシ、直グ翌  
日使フヤウナ米ヲ、八月以後マデ持ツヤウ  
ナ乾燥ヲ強ヒラレル必要ハナイノデアリマ  
ス、サウ云フコトヲスルノハナゼカト云フ  
トヘ、九四%トシマスレバ、乾燥ヲ能クシテ  
吳レナケレバ儲ラヌ、其ノ註文ヲ検査官ガ

容レマスカラスウ云フコトニアル、隣リノ  
米屋ニ賣ルノナラバ軟質米ノ方ガ餘程工合  
ガ宜イ、ソレヲ八月以後マデ持ツヤウナ乾  
燥ヲ強ヒラレルト云フノガ今日ノ検査ノ標  
準ノ基礎ニナツテ居ル、ダカラ是位ドウモ  
壓制極マル、不合理極マルコトハナイ、多  
年是ハヤカマシク言ハレル問題デアリマス  
ケレドモ、是位農村ヲシテ苦シス、サウシ  
テ米屋トカ精米屋トカ云フ方ニ向ツテハ、  
政府ハヤカマシク言ハナイ、生産者ヲ米屋  
以上ニ殘酷ナ目ニ遭ハシテ居ル、米屋ガ直  
接買ヒマス時ニハコンナヒドイコトヲ言フ  
モノデヤナイ、米屋ハ好イ顔ヲシテ居ツテ  
検査官ガ來テ、是ハ宜イ、アレハイカヌト  
言ツテ、マルデ米屋ノ番頭以上デアル、私  
ハ此ノ點ニ付キマシテ、今御答辯ヲ求メヨ  
ウトハ致シマセヌガ、重大ナコトデアリマ  
スカラ、生産者ニ利益ヲ與ヘルカ、消費者  
ノ方ニ安ク買ハセルカ、低物價ト云フコト  
ナラバ、今少シク物ノ利潤ト云フコトニ付  
テハ、公正ヲ期スルト云フコトニシナケレ  
バイケナイト私ハ思フ、只今此處デ私ハ御  
答辯ヲ求メヨウトハ致シマセヌガ、ドウカ  
一ツ之ニ付テ十分誤ラザル考究ヲシテ、サ  
ウシテ適切ナル方法ヲ速ニ講ゼラレルコト  
ガ必要ダト云フコトヲ、此ノ場合一言申上  
ゲテ置キマス

答辯ノ中ニ、手數料ハ從來希望検査デアル所ニハ徵收セヌ積リデアルト云フヤウニ聽キマシタガ、私ノ方ノ愛知縣アタリデハ強制検査デゴザイマス、而モ手數料ハ徵シテ居ラヌノデアリマス、斯ウ云フ場合ハドウ云フコトニナリマスカ

シマスケレドモ、小作米ニ付キマシテハ地主ガ負擔スルヤウニ指導シテ行キタイト云フ風ニ考ヘテ居リマス、希望検査云々ト云フコトヲ申上ガマシタノデアリマス、普通ノ縣ニ於テハ現在デモ小作米ト雖モ生産検査ヲヤツテ居リマス、例ヘバ愛知縣ノ如キ左様ナ縣ハ今後モ引續キ検査ヲ致シマス、所ガ少數デゴザイマスケレドモ、若干ノ縣ニ依リマスト、今日移出検査ダケヤリマシテ、生産検査ヲヤツテ居ラヌ縣ガアルノデアリマス、斯様ナ縣ニ直ニ今回ノ検査ヲ施行致シマスト、小作米ニ付テ検査ヲヤツテ居ラヌ縣デアリマスカラ、從來ノ慣行ヲ直ニ變更致シマスト動搖ヲ來シマスカラ、ソコデ先刻申上ゲマシタヤウナ用意ヲ致シマジテ、検査ヲ施行スルト云フコトヲ申上ゲタノデアリマシテ、ドウゾ其ノ點ヲ間違ナイヤウニ御願致シタイ、ソレカラ愛知縣ノヤウナ所デ、今日生産検査ノ手數料ヲ取ツテ居マス縣ガアルト致シマスレバ、今回ハ取ルコトトナリマスカラ、ソコデ左様ナ縣ニ於キマシテモ、ヤハリ是ハ地主ガ負擔スルヤウニ指導シタイ

○権口委員 一體局長ノ今ノ御答辯ハ、實際地主ト云フモノハ検査ノ爲ニ何モ出シテ居ラヌト云フ風ニアナタ方ハ思フケレドモ、獎勵米トシテ一升二升出シテ居リ、正當ニ言ヘバ検査ヲ受ケル者ガ出スト云フコトガ當然デアル、其ノ代リニ等級ニ依ツテ一升トカ二升トカ云フ獎勵米ヲ出シテ居リマスガ、此ノ獎勵米ハ撤廢スルカドウカ伺ヒマス

○土屋政府委員 獎勵米ハ撤廢致スドコロカ益、獎勵シテ 獎勵米ノ現在ナイ所ハ新タニ 獎勵米ヲ設ケサセテ、検査ヲスル考デ居リマス、 獎勵米ヲ出シタ上ニ更ニ検査手數料ヲ地主ガ負擔スルノデハ、地主ノ負擔ガ重過ギルデハナイカ、斯ウ云フ御趣旨ノ御質問ダラウト思ヒマスガ、先刻申シマシタヤウニ検査ヲ致シマスト、殊ニ米ノ價格ノ公定セラレマシタ今日デハ、日々相當ノ値段デ賣レマシテ、地主トシテハ相當利益ガゴザイマスカラ、能ク諒解サレタナラバ今ノヤウナ點ヲ納得シテ吳レルダラウト考ヘテ居リマス

○権口委員 地主ガ非常ナ利益ヲ得ルト言ハレマスガ、大體此ノ利益ヲ得ル者ハ米屋デゴザイマス、強ヒテ手數料ヲ取ルナラバ米屋カラ取ルト云フコトナラバ宜イガ、地主ニ向ツテハ獎勵米ヲ出セ、手數料ヲ出セナドト云フコトガ、理窟カラ言ツタツテアナタ方規定スルコトガ出来マスカ、誰モ希望シテ受ケタモノデヤナイ、必ず受ケサセテ吳レルナラバ、ソレハ宜シイ、若シ地主ガリマス、之ヲ希望検査ヲ一ツアナタノ方デ置カレテ、希望検査強制検査ノ二本建デ來ラレルナラバ、ソレハ宜シイ、若シ地主ガ検査ヲ要求スルト云フナラバ是ハ獎勵米ヲ出

入ツテ居ルナラバ話ヲシテ居ツテモ直グ査ヲシテモ、小サナ罅ナドハ分リハシナイ、其ノ検査員ガ傍ニ來テ、煙草ヲ呑ンデ講釋モ出セ、手數料モ出セナント云フヤウナ、壓制ナコトヲスルヤウナ直營検査ヲナゼナルト云フノデス、サウ云フコトガ出來マスカ、此ノ検査制度ノ建前カラ言ヘバ獎勵米ヲ出セ、手數料モ出セト云フコトガ出來マスカ、此ノ點ハツキリシテ置イテ戴キタイ〇岡田政府委員 色々御話ガアリマシテ、洵ニ御尤モナ點モ多々アルノデアリマス、サリナガラ併シ幾度カ御説明申上ゲタヤウナ次第デアリマシテ、又御説ノ如キバカリニモ參リマセヌノデ、何ト申シマシテモ此ノヤウナ検査ヲスルコトニ依ツテ——是ハ理窟フ申上ゲルノデハアリマセヌ、御承知ノ筈デアリマスカラ申上ゲマセヌガ、段々問詰スラレマシタカラ、一應政府ノ考ヘ方ヲ申上ゲマス、兎ニ角此ノ種ノ生産検査ヲ致シマスコトガ、ナント申シマシテモ全體ヲ考ヘタ時ニハ生産物ノ取引ヲ圓満ニスルトカ、或ハ價値ヲ増進スルト云フコトニナルノデアリマス、若シ假ニ検査ノ結果儲ケルノハ米屋ダカラト云フノデ、米屋カラ手數料ヲ取ツタト假定致シマシテモ、米屋ハ御承知ノ如ク轉嫁ヲ致シマシテ、畢竟生産物ノ價格ヲソレダケ低下シタ價格ニ於テ買上ゲルト云フコトニナリマスシ、ドウモサウ云フ譯デアリマスルカラ、米屋、消費者力ヲ取ルト云フ譯ニモ参ラズ、結局生産者力シテモ是非ナイコトニナルノデアリマス、

勿論ソレハ御話ノ如ク、サウ云フ込入ツタ事情モアルカラシテ、手數料ノ如キハ撤廢シテシマツタラ宜イデハナイカ、全ク是ハ國家ノ産業政策カラヤツテ居ルコトデアリマスカラ、僅カナモノデアルカラ國ガ負擔ヲセヨト云フコトナラバ、十分ノ理窟ガアルト思ヒマス、併シ是ハ初々手數料ノ點ニ於テ申上ゲマシタ通り、サウ云フ理窟モアリマスケレドモ、兎ニ角今マデ相當程度ノ手數料ヲ取ツテ居ツタコトデアリマスシ、又財政上ノ關係カラ致シマシテモ、ドウモ中々簡單ニ國ダケガ負擔スルト云フコトニハ參ラナカツタ事情ガアリマスノデ、差當ツテノ場合ニ於テ、兎ニ角手數料ヲ取ルコトノ已ムヲ得ナイ狀態ニアルノデアリマシテ、是等ノコトハモウ繰返シ申上ガル必要ハナイコトデアルト思ヒマスガ、段々御話デゴザイマスカラ、以上ノ次第ヲ申上ゲテ置キマス、又最後ニ小作米ニ對シテ何カ地主カラ取ラセル、サウ云フ規則ガ出來ルカドウカト云フ御問ニアツタヤウデアリマス、思ヒマスノデ、是ハ答辯申上ゲマシタ通り、詰リ獎勵ノ手段ト申シマセウカ、指導ノ方針ト致シマシテ、小作人ト云フモノノ立場ガ中々是ハ困難ナ立場ニアリマスノデ、隨テ此ノ程度ノモノハ出來得ルモノナラバ、シリマスシ、更ニ手數料モ負擔スルノダト云地主ガ負擔シテヤルヤウニ、獎勵的ニ之ヲヤツテ行キタイ、ソレカラ又地主ハ御話ノモ是モト云フコトニ考ヘラレマセウ、シリナガラ手數料ノ額ニ於テモドチラカト申セ

バ、多イト言ヘバ多イデアリマセウガ、併シ僅カト言ヘバ僅カナモノデアリマスカラ、兎ニ角折角獎勵米モ吳レテ居ル際デアリマスカラ、獎勵米ト手數料トハ自ラ適當ノ振合ヲ作ラネバナリマスマイガ、出來ルモノナラ手數料モ地主ノ負擔トシテヤラシテ行キタイ、是ハ獎勵ノ手段トシテヤルノデ、規則ノ意味デハナイノデアリマスカラ、其ノ點ヲ御諒承願ヒマス。

○楳口委員 此ノ規則ノ手數料ト云フモノハ極メテ僅カナコトダカラ、アナタノ方デハ輕ク思ツテ居ラレルヤウニ思ヒマスガ、是ハ重大ナ意味ヲ爲スモノデアル、金額ヨリモ結果ハ非常ナ惡イ結果ヲ及ボスノデス、恐らくハ全國ノ地主ニサウ云フ御方針デオヤリニナツテ、規則デヤラレタナラバ、是ハ泣寝入デモ出サナケレバナラヌデセウガ、獎勵米ヲ出セ、検査料モ出セ、ソンナ縣ハ恐ラク私ハ一縣モナイト思ヒマス、ソシナ不合理ナルコトヲ誰モ認メル者ハナイ、地主ノ方ニ獎勵米ヲ出サセレバ、小作人ニ検査料ヲ出サセル位ノコトハ何デモアリマセス、ソコデ能ク一ツ承知シテ貰ハイ、地主ノ方ニ獎勵米ヲ出サセレバ、小作人ニ検査料ヲ出サセル位ノコトハ何デモアリマセス、ソコデ能ク一ツ承知シテ貰ハイ、地主ノ中ニハ、宜シイ、僕ノ方ニ差ヲ附ケテ、獎勵米ヲ出スト云フ四等以下ハ五合ノ罰米、等外米ハ一升、一等每ニ差ヲ附ケテ、獎勵米ヲ出スト云フコトニナツテ居ルノデゴザイマス、洵ニ是等カラ見ルト僅カ五錢トカ三錢トカ云フ手數料ヲ出スカ出サヌカガ、村ノ地主小作間ニ於ケル種々ナル争ノ因ヲ成シテ來ルモノデアル、ソレデ愛知縣デハ之ヲ撤廢シタノデゴザイマス、豫算約十萬圓、其ノ位デアツタラウト思ヒマスガ、十萬圓ノ金モ少タイトハ思ヒマセヌガ、ソシナコトガ原因トナツテ色々小作問題ナド起シテ、地主モ小作人モ非常ナ損害ヲ受ケルコトヲ考ヘテ見ルト、内藤委員ノ附近ヲ見マスト、米ハ澤山穫レルケレドモ、味ガマヅイ、私ノ方ハ山手ヘ附イタ所デ、量ハ餘リ穫レヌケレドモ、味ハ非常ニ旨イ、所ニ依ツテ斯ウ云フ差ガアルモノハ規則デビシット出サセル、サウシテ居ルノデス、小作人ノ方ハ決シテコンナ獎勵米ナド欲シガリハ致シマセヌ、ソレデ手數料ヲ出セト言ヘバ、ソシナ検査ハ受ケマセヌカラ、希望検査ト生產検査トニシテ、希望検査ヲ受ケタ者ハ手數料ヲ出

スト云フコトニシテモ、ソシナ手數料ヲ出シテマデ、検査ヲ受ケル者ハナイカラ、強制検査トシテ、縣令デ繕ツテ何デモカンデモ受ケナケレバイカヌト云フヤウニシテアリマス、ウコデ小作人ノ方デモ受ケル、受ケルト、良ケレバ獎勵米ヲ五合カ一升貰ヘルガ、下手ヲスルト罰米ヲ取ラレルヤウニナツテ居ル、四等以下ニナレバ五合持ツテ行カナケレバナラヌ、是ハチヤント小作契約等ノ申書イテアル、此ノ間モ爭議ノ起ツタ時ニ、裁判所デハサウ云フコトノ決定ガアツタ、四等以下ハ五合ノ罰米、等外米ハ一升、一等每ニ差ヲ附ケテ、獎勵米ヲ出スト云フコトニナツテ居ルノデゴザイマス、洵ニ是等カラ見ルト僅カ五錢トカ三錢トカ云フ手數料ヲ出スカ出サヌカガ、村ノ地主小作間ニ於ケル種々ナル争ノ因ヲ成シテ來ルモノデアル、ソレデ愛知縣デハ之ヲ撤廢シタノデゴザイマス、豫算約十萬圓、其ノ位デアツタラウト思ヒマスガ、十萬圓ノ金モ少タイトハ思ヒマセヌガ、ソシナコトガ原因トナツテ色々小作問題ナド起シテ、地主モ小作人モ非常ナ損害ヲ受ケルコトヲ考ヘテ見ルト、内藤委員ノ附近ヲ見マスト、米ハ澤山穫レルケレドモ、味ガマヅイ、私ノ方ハ山手ヘ附イタ所デ、量ハ餘リ穫レヌケレドモ、味ハ非常ニ旨イ、所ニ依ツテ斯ウ云フ差ガアルモノハ規則デビシット出サセル、サウシテ居ルノデス、小作人ノ方ハ決シテコンナ獎勵米ナド欲シガリハ致シマセヌ、ソレデ手數料ヲ出セト言ヘバ、ソシナ検査ハ受ケマセヌカラ、希望検査ト生產検査トニシテ、希望検査ヲ受ケタ者ハ手數料ヲ出

スト云フコトニシテモ、ソシナ手數料ヲ出シテマデ、検査ヲ受ケル者ハナイカラ、強制検査トシテ、縣令デ繕ツテ何デモカンデモ受ケナケレバイカヌト云フヤウニシテアリマス、ウコデ小作人ノ方デモ受ケル、受ケルト、良ケレバ獎勵米ヲ五合カ一升貰ヘルガ、下手ヲスルト罰米ヲ取ラレルヤウニナツテ居ル、四等以下ニナレバ五合持ツテ行カナケレバナラヌ、是ハチヤント小作契約等ノ申書イテアル、此ノ間モ争議ノ起ツタ時ニ、裁判所デハサウ云フコトノ決定ガアツタ、四等以下ハ五合ノ罰米、等外米ハ一升、一等每ニ差ヲ附ケテ、獎勵米ヲ出スト云フコトニナツテ居ルノデゴザイマス、洵ニ是等カラ見ルト僅カ五錢トカ三錢トカ云フ手數料ヲ出スカ出サヌカガ、村ノ地主小作間ニ於ケル種々ナル争ノ因ヲ成シテ來ルモノデアル、ソレデ愛知縣デハ之ヲ撤廢シタノデゴザイマス、豫算約十萬圓、其ノ位デアツタラウト思ヒマスガ、十萬圓ノ金モ少タイトハ思ヒマセヌガ、ソシナコトガ原因トナツテ色々小作問題ナド起シテ、地主モ小作人モ非常ナ損害ヲ受ケルコトヲ考ヘテ見ルト、内藤委員ノ附近ヲ見マスト、米ハ澤山穫レルケレドモ、味ガマヅイ、私ノ方ハ山手ヘ附イタ所デ、量ハ餘リ穫レヌケレドモ、味ハ非常ニ旨イ、所ニ依ツテ斯ウ云フ差ガアルモノハ規則デビシット出サセル、サウシテ居ルノデス、小作人ノ方ハ決シテコンナ獎勵米ナド欲シガリハ致シマセヌ、ソレデ手數料ヲ出セト言ヘバ、ソシナ検査ハ受ケマセヌカラ、希望検査ト生產検査トニシテ、希望検査ヲ受ケタ者ハ手數料ヲ出

ハ御尤モデゴザイマス、多穫シテ行ケル所  
ハソレデ宜シイガ、瘦地デ如何ニ肥料ヲ  
施シタ所デ、ソンナニ穫レルモノデハナイ、  
ケレドモ澤山穫ヌ代リニ味ノ良イ米ガ穫  
レルカラ値ガ高ク賣レル、ソコデ量一本デ  
行カレルナラバ、此ノ點ヲ政府ハ如何ニシ  
テ調節シテ行カレル御考デアルカ、此ノ點  
ヲ御伺シタイ、(「同感」ト呼フ者アリ)  
○土屋政府委員 檢査ノ標準ハ質力量カ  
ト云フ御質問デゴザイマスガ、是ハ法律ノ  
第一條ニ書イテアリマス通り種別、品位、  
量目、包装ノ四點ニ付テ、検査ヲ行フノデ  
ゴザイマシテ、決シテ量ダケニ付テヤ  
ルノデハナノデアリマス、大臣ノ此ノ間  
ノ御答辯モ速記録ニ依リマスト「此ノ検査  
ニ付テハ質ニ依ル力量ニ付ケト云フ問題  
ニ付キマシテハ、是亦御説ノ通リデアリマ  
ス、質ト量トノ兩方ノ點ニ付テ是亦十分ニ  
研究ヲ致シマシテ、其ノ片寄り、ソレニ依  
ツテ其ノ検査ノ不公正ニ陥ルヤウナコトノ  
ナイヤウニシナケレバナラスト考ヘテ居リ  
マス」斯様ニ御答辯ニ相成ツテ居リマス、  
私共モ量ダケデ検査ヲスル考ハ持ツテ居リ  
マセヌ、ヤハリ良イ米ハ良イ米ニ、一等米  
ハ一等米ニ検査ヲスル考デアリマス

○樋口委員 一體質ト云フトドウ云フコト

ヲ質ト云フノデアリマスカ

○土屋政府委員 品質ト申シマスト、充實

ノ程度デアリマストカ、ソレカラ溝ノ深淺デ

ゴザイマストカ、ソレカラ糠ノ厚イ薄イ、ソ

レカラ粒ノ整否、食味ト云ツタヤウナモノ

ヲ綜合致シマシテ、判断致シマシタ利用價

品質デゴザイマス、私ノ言フ品質ハ土質ニ

鑑別ガ困難ナコトモアル、御話ノヤウナ特

依ツテ違フ品質所謂味デゴザイマス、米ハ

食フ物デアリマス、其ノ土地ニ持ツテ生レ

テ來タ米デアリマス、此ノ米ノ旨イ、不味

イト云フノデ、値段ガ違フノハ當然デゴザ

イマス、ソレヲ唯調製ヤ乾燥ヤ溝ヤ糠ノ多

イトカ少イトカ云フコトハ、量ヲ基礎トシ

タル所ノ品質デアル、此ノ點ハドウ云フ風ニ御

考ニナリマスカ

○土屋政府委員 私共品質ト云フ中ニハ、

食味ト云フコトハ勿論考ヘテ居ルノデアリ

マス、ソコデ米ノ品種トソレカラ土質ト結

付キマシテ、サウシテドノ地方デ出來タ何

ト云フ米ナラ旨イ米ダト云フヤウナコトバ、

自ラ分ツテ居ルノデアリマスカラ、ソレハ

ヤハリ品質ノ等級ヲ付ケル一つノ重大ナ標

準ニナルノデアリマスガ、詳細ナコトハ委

員長ノ許可ヲ得マシテ、説明員カラ申上ゲ

マス

○森説明員 檢査ニ依ツテ等級ヲ付ケマス

ノハ、品位ト云フモノヲ基ニスル譯デアリ

マス、品位ノ一つノ部分トシテ品質ト云フ

モノヲ見テ行ク譯デゴザイマス、御話ノ通

リ品質ニハ食味ト云フモノガ近年非常ニヤ

カマシク言ハレテ居リマス、ソレデ是ハ御

言葉ノ通リデアリマシテ、米ノ出来マスル

土地、其ノ土質ニ依ツテ違ツテ參リマス、

栽培サレル品種ニ依ツテ違ヒラ生ジテ參リ

マス、玄米其ノモノヲ一見シマシテ、是ノ

食味ガ善イカ惡イカト云フコトハ熟練シタ

検査員デアリマスト、米ノ色澤其ノ他ニ依

ツテ或ル程度鑑別ガ出來ルノデアリマス、

○樋口委員 ソレハ量ヲ基礎トシタル所ノ

品質デゴザイマス、私ノ言フ品質ハ土質ニ

鑑別ガ困難ナコトモアル、御話ノヤウナ特

依ツテ違フ品質所謂味デゴザイマス、米ハ

食フ物デアリマス、其ノ土地ニ持ツテ生レ

テ來タ米デアリマス、此ノ米ノ旨イ、不味

イト云フノデ、値段ガ違フノハ當然デゴザ

イマス、ソレヲ唯調製ヤ乾燥ヤ溝ヤ糠ノ多

イトカ少イトカ云フコトハ、量ヲ基礎トシ

タル所ノ品質デアル、此ノ點ハドウ云フ風ニ御

考ニナリマスカ

○土屋政府委員 私共品質ト云フ中ニハ、

食味ト云フコトハ勿論考ヘテ居ルノデアリ

マス、ソコデ米ノ品種トソレカラ土質ト結

付キマシテ、サウシテドノ地方デ出來タ何

ト云フ米ナラ旨イ米ダト云フヤウナコトバ、

自ラ分ツテ居ルノデアリマスカラ、ソレハ

ヤハリ品質ノ等級ヲ付ケル一つノ重大ナ標

準ニナルノデアリマスガ、詳細ナコトハ委

員長ノ許可ヲ得マシテ、説明員カラ申上ゲ

マス

○樋口委員 アナタ方ハドウモ實際ヲヤツ

テ見エナイト思フノデアリマス、御答辯ヲ

聽イテモ仕方ガナイト思ヒマスガ、私ノ言

ハ銘柄ノ表示ニ依リマシテ良質ノ米ヲ區別

シテ參ル、斯ワ云フコトニ致シタイト考ヘ

テ居リマス

○樋口委員 アナタ方ハドウモ實際ヲヤツ

テ見エナイト思フノデアリマス、御答辯ヲ

聽イテモ仕方ガナイト思ヒマスガ、私ノ言

○森説明員 検査ノ標準ハ御話ノ通り一本ニ立テテ検査ヲ致スノデアリマス、其ノ検査ニ當リマシテ、或ル程度ノコトハ検査員ニ於テ米其ノモノヲ見マシテ、品質ノ良否ニ依ツテ等級ヲ判断致シマス、或ル場合ニハ御話ノ通り米其ノモノニ依ツテ判断ガ付キ兼スル場合モアルノデアリマス、隨ヒマシテ特ニ良質ノ米ヲ産シマスル場合ニ於キマシテハ、其ノ生産ノ地帶ニ依リマシテ產地ノ銘柄、又品種ニ依リマシテ、品種銘柄ヲ別ニ立テテ參ルト云フコトヲ申上げタノデアリマス、併シ產地銘柄ニナリマスト、御言葉ノ通り非常ニ產地ノ土質ト云フモノガ區々デアリマス爲ニ、徹底的ニ細力ク產地ニ依ル銘柄ヲ決メルト云フコトハ、實際上困難デアリマス、可ナリ大キナ地帶デ特ニ米ニ特質ヲ持ツタ場合ニ、其ノ產地銘柄ヲ附スル、斯ウ云フ實情ニナツテ居ルノデアリマス、極端ニ申シマスト、畔一本越シマシテ、田圃ニ依ツテ土質ガ違ヒマスシ、米ノ品質ガ違フト云フコトハ御話ノ通りダト思ヒマス、左様ニ細カク徹底シタ區別ハ、此ノ検査ニ於テハ、府縣ニ於テヤリマスニシテモ、國ニ於テヤリマスニシテモ困難デアリマス、或ル程度纏ツタ地帶ニ良質ノ產地ガアルト云フコトニナリマスレバ、之ヲ產地銘柄ヲ以テ區別スルコトガ或ル程度出来ル、斯様ニ考ヘテ居ルノデゴザイマス○樋口委員 產地銘柄ト云フト、ドノ位ノ範圍ヲ言フノデスカ

同ジ生産状態ニアリマス二三ノ郡ヲ取りマシテ、一ツノ產地銘柄ニ致シテ居ル場合モアリマス、小サイ場合ハ郡或ハ郡ノ一部、是ハ米ノ生産状態ニ依リマシテ、現在大小色々ニナツテ居ル實情デゴザイマス〇樋口委員 ソンナ國デ大別シテヤルトカ、縣デ行クトカ云フヤウナ產地銘柄ナラ尙更言フマデモナイコトデ、其ノ中ニ不公正平ガ起ツテ居ルノデ、イカヌト言フノデアル、國ト言ツテモソント言ツテモ、田毎ニ違フモノデアリマス、滋賀縣米トカ三重縣米ト言ツテモ三重縣米ノ中ニモ非常ニ優劣ガアル、多額增收セル所ノモノヲ標準米トシテヤラレタノデハ堪ツタモノデハナイ、私ガ質トハ何ゾヤト云フノハソレナノデス、アナタ方ノ言ハレルノハ量ヲ基礎ニシタ所ノ質ヲ言ハレルノデアル、所謂白米ノ量ノ餘計穫レルモノ、是ヨリ他ニ何モナイ、只今銘柄ニ依ツテヤル、或ハ又サウ云フ美味イ特質ヲ持ツタモノハ検査員ガ見レバ分ルト仰セラレタ、然ラバソレニドウ云フ印シヲ附シマスカ、マヅイ米デモ乾燥、調製、俵裝、ガ良クテ合格スレバ一等米、二等米ト云フコトニナル、ソレヲ混合シテ俵箋デドウシテ分リマスカ、是ハ特質ノモノデアルカラニ等ニ屬スルト云フ、ソンナコトデハ、生産者ハ何等特別ナル利益ハ受ケテ居ラヌ、假ニ検査員ガ見テ等級ヲ分ケルト言ツテモ、向フニ二等ヨリ此處ノ二等ガ高イト言保障セラレマスカ、之ヲ沒却シテシマツテ、ヤリ易イ方法ヲ執ツテ居ル、以前ノ検査ハ本デ賣ル時ニハ、ドウシテ此ノ人ノ利益ガサウ云フモノデハナイ、内藤君ガ言ハレル

チヤント書イテアル、ソコデ、山手ノ特質ノアル優良米ハ、高級米デ賣レテ居ツタ、ソレヲ今日ハ多額增收ト云フコトヲ言ツテ居ルガ、ソレハ机上ノ空論、結局米ハ實ルケレドモ、ドンナ田デ出來ルカ、田モ知ラナケレバ、土質モ知ラズ、ソレヲ一本ノモノデヤラレタ時ニハ堪ツタモノデナイ、ソレヲ私ハ聽イテ居ルノデス、只今農務局長サンハ、質ト量デヤルト言ハレタガ、ソレガ質ト量ト一本ノ標準デドウシテ出來マスカ、ソンナコトハ出來得ベキコトナイ、又今説明員ノ方ハ、検査員ガ識別スルト言ハレルガ、ソレナラバナゼ特定ナ「マーク」ヲ之ニ貼ラナイカ、ソンナコドハ此處デノ辯解ニ過ギナイコトデアルト思フ、私共ハ實地ニ就イテ知ツテ居ルガ農業倉庫ニ持ツテ行ツタ時ニ、是ハ米質ノ美味イ一等米ダト云フコトガドウシテ分リマスカ、ソコデ米屋ノ方ハ之ヲ混ゼル、サウセヌコトニハ米ノ味ガ出ヌ、唯一等米ダケ寄セテ美味イカト云フト、決シテサウハ行カヌ、乾燥ガ過ギルトマヅクナル、軟質米ノ方ガ美味イ、ソレダカラ色々ト混ゼナケレバナラヌ、此ノ検査ヲ始メテカラサウ云フコトガ起ツテ來タ、米屋デ色々混ゼルト云フヤウナコトハ、縣營検査が始マラナイ前ニハナカツタ、佐賀米ナラ佐賀米ト云フコトニナツテ居タ、然ルニ現在ノ検査米ハ何處ノ泥田ノ米デモ乾燥ガ良ク、調製ガ良ケレバ二等米、三等米、コチラモ同ジヤウニ二等米、三等米、之ヲ混合シテ賣ツテ銘柄ハ何ダト云フ、是デドウシテ生産者ノ利益ノ公平ナル分配ガ出來マスカ、實ニ多大ナル犠牲ヲ拂ツテ居ル、検査員ニハ何處ノ米ガ美味イカ、質ガドウカ、ソンナコトハ分リマセヌ、ソレデ

私ガ本會議デモ申上ガタ通り、範圍ヲ廣ク  
スレバスル程統一ガ困難ニナル、若シ統一  
セントスレバ不公平ハ益ヒドクナツテ來  
ル、我國ハ山地モアリ、海岸近クノ所モア  
リ、平野モアル、又氣候モ違ツテ居ル、滿  
洲ヤ米利加ナドノ農業ニ付テハ話ニ聽イ  
テ居ルガ、アア云フ大ナル農業國トハ違  
フ、百姓ハ美味イ米ヲ作ルコトニハ慾得ヲ  
離レテヤツテ居ル、ソレヲ一定ノ標準ヲ持  
ツテ來テ四等米ダ、三等米ダト言フ、サウ  
云フコトガ能ク言ハレタモノダト思フ、褒  
メラレヨウト思ツテ居タモノガ、サウ云フ  
コトヲ言ハレルカラ、検査員ヲ袋叩キニシ  
タリ、秤デド突イタリシテ居ル、農業者ガ  
ソコマデ憤激スルト云フノハ、ミクノノ  
事情ガアレバコソデス、窮鼠却テ猫ヲ喰ム  
ト思ツテ居ルノニ、煙草ヲ咥ヘテ嘯イタ態  
度デ講釋ヲ言ハレタ時ノ心持ハドウデセウ  
カ、百姓ハ商人トハ違フ、我ガ子供ノヤウ  
ニ可愛ガツテ粒々辛苦シテ穫ツタ米、是ハ  
良イ米ダト言ツテ貴ヒタイト思ツテ居ルニ  
モ拘ラズ、駄目ダ、ヤリ直セト言フ……  
○末松委員長 樋口君、成ベク質問ノ範圍  
ニ願ヒマス

○樋口委員 今ノ質ニ於テハドノ程度デ國  
カラ、ソレヲ検査シナイデハ検査ノ徹底ハ  
ヤタルト云フ方針デスカ、之ヲモウ一遍ハ  
ツキリシテ置キタイ

○土屋政府委員 米ノ味ハ千差萬別デアル  
期セラレナイデハナイカト云フヤウナ御趣  
旨ニ拜シマシタガ、ソレハ私一應御尤モト  
考ヘル、苟モ食物デアル以上ハ、形狀トカ  
大キサトカデ等級ヲ決メベキモノデナイ、

味ノ良イ、賣行ノ良イ米ガ一等ニナリ、味ノ惡イ米ガ二等、三等ニナルト云フノハ一  
方カラ市場ニ殺到シテ參ルノデアリマスカ  
レ、検査ヲ全然ヤラナイデ自由放任シテ置  
クナラバ別デゴザイマスガ、茲ニ検査ヲヤ  
ルトナレバ、ドウシテモヤハリ或ル程度大  
量觀察デ共通ナ性質ヲ捉ヘテ検査ヲヤルヨ  
リ外ニナイト思フノデス、品質等ニ付テ、  
ドウ云フ風ナ方針デヤルカト云フコトハ、  
只今說明員カラ申上ゲマシタ通リデゴザイ  
マス、尙ホ此ノ検査ヲ施行スル上ニ於テ、  
検査員ガ農民ノ立場ヲ理解シナイデ、勝手  
ナ検査ヲサレルヤウナコトハ、改ムベキコ  
トト思ヒマスカラ、サウ云フコトノナイマ  
ウニ、精々指導ニ注意スル積リデ居リマス  
○樋口委員 只今局長ノ御答辯デゴザイマ  
スガ、私一寸分リマセヌ、種々雜多ノ米ガ  
中央トカ都會ニ殺到スル、ソレデ其ノ區別  
ヲ識別スルニ困難ダ、ソレヲヤラズニ置イ  
タラ商品ノ價値ガ下ル、斯ウ云フ風ニ聞エ  
マシタ、一體縣ガ強ヒテ検査ヲスルカラサ  
ウ云フコトニナル、大量ニ一遍ニ検査ヲヤ  
ツテシマフモノダカラ、ソンナモノハ本人ガ  
見テ買フノニ、何ノ検査ガ必要デアルカ、  
直グ傍ヘ賣ル所ノ米ニハ検査ヲセヌト云フ  
ナラ宜イ、其ノ米モ……

シマスガ、此ノ米ヲ識別スルノニ困ル、此ノ検査ガナカツタラ、商品價值ヲ落スデナイカト斯ウ言ハレマスガ、チャント隣ナラ隣ノ米屋、酒屋ガ買フト云フ風ニ賣買ノ經路ガ明デアルナラバ、之ヲ検査セヌデモ宜イト思フガドウデスカ

○土屋政府委員 今日ノ米ノ取引ノ状態カラ見マスト、ヤハリ或ル程度ノ検査ヲ致シマシテ規格ヲ付ケマセヌト、取引ニ困難ヲ來シマス

○櫻口委員 サウスルト今ノ品質ト云フモノヲ犠牲ニシテノ御議論デゴザイマス、私共ハ特質ナルモノヲ——特ニ別ナ方面ヘ賣ルト云フ時ニナレバ、市場ノ價値ト云フモノハ論ゼラレヌト思フノデゴザイマス、隣ノ酒屋チラ酒屋ガ、酒造米トシテ其ノ所ノ米ヲ買フトキニ、市場ノ相場ト云フコトニハ、何等關係ナイト思フガドウデスカ

○土屋政府委員 度々繰返シテ申上ゲマス通り、検査ヲ致シマス際ニ於テハ、ヤハリ品質ヲ考慮致シマシテ、検査ヲ致シテ居ルコトニハ、何等關係ナイト思フガドウデスカ

○櫻口委員 ソレデハ一體政府ガ肥料ノ検査ヲスルニハ、ドウ云フコトヲヤツテ検査ヲシテ居フレマスカ

○土屋政府委員 實ハ私モ餘リ詳シク知リマセヌカラ、見當外レノ答辯ニナルカモ知レマセヌガ、府縣ニ專任ノ検査員ヲ置キマシテ、其ノ検査員ガ始終廻ツテ歩キマシテ、拔取検査ヲシテ居ルノデアリマス、サウジテ其ノ肥料ヲ分析シマシテ、保證成分ガアルカナイカト云フコトヲ調べテ、若シ保證成分ガ足ラヌモノニ對シテハ、處分スルト

○糧口委員 是ハ米ヤ麥ト遠ツテ非常ニ識別ガ難カシイ、先ヅ其ノ成分ヲ検出スルスマモ、素人ハ容易ナモノヂヤナイ、縣廳設備ヲ持ツテ分析其ノ他ヲセラレバ分ル要者ハ安心シテ行カレヌト思フガドウデスガ、之ヲ俵毎ニヤツテ貰ハヌコトニハ、需間ト認メテ御許シマス

○末松委員長 肥料ノ問題デスガ、關聯質問ト認メテ御許シマス

○土屋政府委員 肥料ノ検査ヲ一俵毎ニヤツタ方ガ農民ガ安心スルグラウト云フ御意見ハ、私モ其ノ通リダト思ヒマス、併シソレヲ致シマスニハ、検査員ノ數ヲウント殖ヤシマストカ、色々ノ方面ニ關係ガ多ウゴザイマスカラ、今日ソレガ行ハレテ居ラヌノダラウ、今日ノ拔取検査ノ程度デ我慢シテ居ルノダラウト思ヒマス

○糧口委員 一寸委員長ニ尋ネマスガ、肥料ノコトハ此ノ委員會デ聽イテハイケマセヌカ

○末松委員長 サウデスガ、關聯シテ居リマスカラ許シタノデスガ、其ノ御質問ナラ簡單ニ願ヒマス

○糧口委員 肥料ノ検査ノ方ハ容易ナラヌト云フ御話デアリマスガ、米ハ五俵、十俵ノモノヲ検査シテ廻ラナケレバナラヌガ、肥料ハ製造會社ニ行ケバ、一定ノ所ニ何万俵モアルカラ、簡単ニ検査出來ルト思フ、ソレヲ米ヨリ手數ガ掛ルト言ハレルノハ、ドウ云フ譯デアルカ

○岡田政府委員 段々色々ノ御質問デアリマスガ、大分實地ニ長ジタ、多年ノ経験ニキマシテ、當局トシテハ十分御意見ノ次第ハ参考ニシタイト思ヒマス、只今ノ肥料ニ

付テノ段々ノオ話モ、是モ一應今御答申上  
ガタ通リデアリマスガ、ドウモ聽イテ居リ  
マシテ何ト申シマスカ、意見ノ相違トデモ  
言ヒマセウカ、ドウ云フコトヲ御答シテ宜  
居リマスガ、結局ドウ云フコトヲ御問ニナ  
ルノカモウ一遍ハツキリ……

○柵口委員 檢査ノコトニ付テ、肥料ノ檢  
査ニハ莫大ノ人ヲ要スルト云フ、局長サン  
ノ御答ガアツタカラ聽クノデアリマスガ、  
米ノ検査ハ五俵、十俵ト検査シテ歩カナケ  
レバナラヌケレドモ、肥料ノ方ハ何万モ同  
ジ會社ニ積ンデアルカラ、米ノ検査ヨリ樂  
デハナイカト思フ、ソコデモウツハ飼料モ  
ノコトデアリマスガ、今日ノヤウニ品物ノ  
現ニ斯ウ云フ實例ガアリマス、縣デ指定ヲ  
シ、縣デ監督ヲシテ居ル保稅倉庫、其處カラ  
出シテ來タ飼料ニ大鋸屑ガ混ゼテアツテ、  
之ヲ賣ツタト云フコトガアリマシテ、私農  
ハ民事上ノコトデ、農林省ノ關係デハナイ  
ト云フヤウナコトヲ言ハレテ居リマス、一  
體自己ノ指定シ、監督シテ居ル保稅倉庫カ  
ラ出タ飼料ニ、大鋸屑ナドガ入レテアツテ、  
其ノ爲ニ鶏が死ニ、産卵率ガ減ル、ソレヲ  
農林省ヘ言ツタラ、ソンナコトハナイト言  
フカラ、現品ヲニ俵農林省ニ送ツタノデス  
ガ、其ノ解決ヲ今尙ホ付ケズニ居ル、サウ  
シテ、損害賠償ノ訴訟ガ起ツテ居ルノニ、大  
臣ハ僕ノ方ノ關係デヤナイト言ハレタ、農  
林省デハ一體何ヲ監督シテ居ラレルノデア

ルカ、此ノ解決ガ付イテ居ルカドウカ承ツ  
テ置キタイ

○岡田政府委員 今御尋ノ件モ私能ク承知  
致シマセヌノデ、後程調べマシテ御答申上  
ゲルコトニ致シマス

○長野委員 關聯シテ——只今樋口サンカ  
ラ色々御説ヲ拜聽致シタノデアリマスガ、  
併シ今日ノ日本ノ情勢ト致シマシテハ、ド  
ウシテモ多收穫ヲ目標ニスル外仕方ガナイ  
ニ致スノデアリマスガ、或ハ九州デアリマ  
スレバ肥前米トカ、豐後米トカ、四國デア  
コデ検査ハ從來ノ府縣ノ標準米ヲ大體基礎  
ト考ヘマス、サウスレバ結局餘計ニ穫レル  
品種ヲ選ブト云フコトニナルノデスガ、ソ  
レバ土佐米トカ云フヤウナ、大體大キナモ  
ノヲ標準ニシテ、御検査ナサル御豫定デア  
ルカ、其ノ點ヲ一ツ伺ヒタイ

○土屋政府委員 標準米ノ選定ノ方法ニ付  
テノ御質問ト心得マスガ、御承知ノ通り今  
日デハ標準米ノ選定ハ、各府縣ニソレバ  
ノ選定委員會ヲ設ケマシテ、其ノ府縣デ府  
縣產米ヲ處理シテ、縣一圓ノ標準米ヲ立テ  
テ居リマス、尤モ近時ハ農林省ガ指導致シ  
マシテ、全國ヲ數「ブロック」ニ分ケマシテ、  
其ノ關係官ガ先づ集マリマシテ、大體ノ標  
準ヲ決メテ、ソレニ近イ方法デソレバ、各  
府縣デ標準米ヲ立テ居ルノガ實情デゴザ  
イマス、今回ノヤリ方ハ、國營検査ニナ  
リマス關係上、從來ノヤウニ各府縣デヤ  
リマスコトヲ止メマシテ、全國ヲ數箇ノ  
「ブロック」ニ分ケマシテ、例ヘバ九州デ  
申上げマスレバ、是ハホンノマダ腹案デ、  
未定デゴザイマスガ、福岡、佐賀、長崎、  
本、宮崎、鹿兒島ヲ一ツノ「ブロック」ニシテ、  
大分ヲ一ツノ「ブロック」ニスル、ソレカラ

ラ色々御説ヲ拜聽致シタノデアリマスガ、  
併シ今日ノ日本ノ情勢ト致シマシテハ、ド  
ウシテモ多收穫ヲ目標ニスル外仕方ガナイ  
ニ致スノデアリマスガ、或ハ九州デアリマ  
スレバ肥前米トカ、豐後米トカ、四國デア  
コデ検査ハ從來ノ府縣ノ標準米ヲ大體基礎  
ト考ヘマス、サウスレバ結局餘計ニ穫レル  
品種ヲ選ブト云フコトニナルノデスガ、ソ  
レバ土佐米トカ云フヤウナ、大體大キナモ  
ノヲ標準ニシテ、御検査ナサル御豫定デア  
ルカ、其ノ點ヲ一ツ伺ヒタイ

○土屋政府委員 標準米ノ選定ノ方法ニ付  
テノ御質問ト心得マスガ、御承知ノ通り今  
日デハ標準米ノ選定ハ、各府縣ニソレバ  
ノ選定委員會ヲ設ケマシテ、其ノ府縣デ府  
縣產米ヲ處理シテ、縣一圓ノ標準米ヲ立テ  
テ居リマス、尤モ近時ハ農林省ガ指導致シ  
マシテ、全國ヲ數「ブロック」ニ分ケマシテ、  
其ノ關係官ガ先づ集マリマシテ、大體ノ標  
準ヲ決メテ、ソレニ近イ方法デソレバ、各  
府縣デ標準米ヲ立テ居ルノガ實情デゴザ  
イマス、今回ノヤリ方ハ、國營検査ニナ  
リマス關係上、從來ノヤウニ各府縣デヤ  
リマスコトヲ止メマシテ、全國ヲ數箇ノ  
「ブロック」ニ分ケマシテ、例ヘバ九州デ  
申上げマスレバ、是ハホンノマダ腹案デ、  
未定デゴザイマスガ、福岡、佐賀、長崎、  
本、宮崎、鹿兒島ヲ一ツノ「ブロック」ニシテ、  
大分ヲ一ツノ「ブロック」ニスル、ソレカラ

サウシテ各府縣ノ關係者ガ集マリマシテ、  
年々ノ標準米ヲ決メル、斯ウ云フ方法ヲ採  
リタイト思ツテ居リマス

○馬岡委員 先程來樋口サンカラ、食味ノ  
問題デ押問答サレテ居リマシタカラ、私關  
聯シテ、——品種ト格差デアリマスナラバ、  
食味ガ加ハラヌコトハ當然デアリマスガ、  
同一品種ノ物デ、地味ノ爲ニ食味ノ變ツテ  
居ルモノハ、到底検査デハ分ラナイ、併シ  
現在ノ検査デハ分リマセヌガ、在來ノ自由  
價格ノ時デアルナラバ、米ノ力ダケ格差ガ  
アツタモノデス、然ルニ現在ノ統制價格ニ  
ナリマシタ爲ニ、斯ル米モ殆ド同一價格ニ  
取引サレマス結果、地方的ニ之ヲ増産シ、  
之ヲ獎勵シ、非常ニ努力シテ居ツタ農民ガ、  
酬ヒラレナクナツタコトハ、否ム譯ニ行カ  
ナイノデアリマス、其ノ結果米ヲ捨テテ、  
他ノ收入ノ多イ農作ニ移リツタルカノ傾  
向モ見受ケラレルノデアリマス、是ハ非常  
ニ食糧確保ノ上カラ心配サレル問題デアル、  
検査問題トハ別デハアリマスルガ、農林省  
デハ是等ニ對スル對策ハ、何カ御考下スツ  
テ居ルノカドウカ、現在ノ統制價格ノ間ダ  
ケハ、必ズ此ノ現象ガ起ルト思フ、自由價  
格ニナリマスレバ、其ノ力ダケハ必ズ取引  
サレマスルガ、其ノ格差ガ現ヘレナイ爲ニ、  
地方的ニ非常ニ打擊ヲ受ケル地方ガアリマ  
ス、之ニ對シテ何カ他ノ方法デ之ヲ助成獎  
勵サレル考ガアリマスカ、御尋致シタイン  
デアリマス、結論トシテハ、殆ド三十年後  
戻リスル、惰養成ニナル結果モ見受ケラ  
レマス、此ノ點御尋シタイ

○岡田政府委員 馬岡サンノ御尋ニナツタ  
點ハ、洵ニ私共モ之ヲ注意シテ居ルノデア  
リマシテ、全ク御話ノヤウナ傾向ナキニシ  
テ、

モアラズデアリマシテ、中々以テ斯ウ云フ  
コトニナリマスルト、農民カラ見レバ極メ  
テ酬ヒラレザル關係モ起ツテ參リマセウ、  
検査等ヲ折角ヤツテモ、サツパリ是ガ何ノ  
爲カ分ラヌト云フコトニナルノデアリマス、  
併シ是ハ考ヘテ見レバ、時局下ニ於ケル一  
種ノ變態ナ現象デアルトモ言ヘルノダト思

ヒマス、デアリマスルガ、如何ニ變態ノ現  
象デアレバトテ、斯ウ云フ傾向ガアルニ際  
シテハ、段々之ニ順應シタ政策モ考ヘナケ  
レバナラヌト云フヤウナコトニ付テモ、怠  
ラズ留意致シテ居ルノデアリマシテ、例ヘ  
バ先刻來白米ノ検査ニ付テ考ヘヨト云フ問  
題モ、畢竟之ニ伴ツテ起ツテ來ル問題デア  
ラウト思ヒマスシ、色々ナ意味ニ於テ、時  
代順應ノ政策ヲ考ヘナケレバナラヌト思ツ  
テ居リマス、勿論斯ウ云フヤウニ致シマス  
ルト、米ノ如キ手ノ掛ルモノガ、更ニ之ヲ  
検査マデ受ケルト云フコトニナリマスト、  
米ノ增産ヲ害スルコトニナリハセヌカ、是  
モ亦同様ニ注意スペキ問題デアラウト思ヒ

マス、併シ此ノ點ニ付キマシテハ、或ハ農  
業報國運動ト云フヤウナ名目ノ下ニ、時局  
ニ對スル自覺ヲ懇ヘテ、一段ト國民ノ奉公  
的精神ニ依ツテモ、增産ノ爲ニ働イテ戴ク  
ト云フヤウナコトニ、精神的ニハ致シテ居  
リマス、又他面ニ於テハ、豫算其ノ他ニ付  
テ總テ御承知ノ通リデス、兎ニ角米ニ對シ  
マシテモ、努メテ各種ノ助長政策ヲ行ヒ  
リマス、是ガ增産ニ對スル色々ナ政策ヲ行ツ  
テ居ル譯デアリマシテ、之ヲ自然ニ放置ス  
レバ、動モスレバ嫌ナ結果ヲ生ズルシデア  
リマスカラ、サウ云フ結果ノ起ラナイヤウ  
ニ、萬般ノ策ヲ講ジテ居ルヤウナ次第デア  
リマス、御指摘ノ注意スベキ點ニ付キマシ

テハ、全ク同感デアリマス、是ダケノコト  
ヲ申上ゲテ置キマス

○末松委員長 次會ノ開會日時ハ公報ヲ以  
テ御通知致シマスガ大體月曜ノ午後一時カ  
ラ開會スル豫定デアリマスカラ、御参考マ  
デニ其ノコトヲ申上ゲマス、今日ハ是ニテ  
散會致シマス

午後四時四十分散會